

障害福祉サービス



社会福祉法人 ロザリオの聖母会
障がい者の就労促進事業所 みんなの家
所長 辻内 理章

この講義のねらい

- 「障害者総合支援法」により受けられる各サービスの内容を理解する。
- 障害者・児をとりまく制度について理解する。
- 障害者・児が受けられる権利を理解する。

※障害者総合支援法の正式名称は

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

障害福祉サービスの体系

(介護給付費・訓練等給付費・地域生活支援事業)

障害福祉サービス

個々の障害支援区分や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、**個人に給付(支給決定)**が行われる。

国と地方公共団体が義務的に費用を負担する自立支援給付で、障害の種別にかかわらず**全国一律の共通した枠組み**によりサービスが提供される。

【介護給付費】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護(医療に係るものを除く)、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

【訓練等給付費】

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

地域生活支援事業

市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて直営や委託等、柔軟な形態で実施することとされている事業。

障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付、地域活動支援センター 等

※複数の利用者への対応も可能⇒例:グループ支援型の移動支援等

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜職種間配分ルールの一統、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（I）【新設】1000単位/月 等＞
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（I）【新設】10単位/月 等＞
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス
等報酬改定検討チーム 一部改変
※資料抜粋

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

2 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6 ⇒ 区分4以上＞
- 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス(生活介護・短期入所)

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた 個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価(生活介護・施設・短期入所)
＜人員配置体制加算(Ⅰ)利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算(Ⅰ)180単位 ⇒ 270単位 等＞
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス
等報酬改定検討チーム 一部改変
※資料抜粋

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】60単位/日等＞
- 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算(Ⅰ)【新設】1000単位/月 等＞
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス
等報酬改定検討チーム 一部改変
※資料抜粋

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

7 相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月・主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ） 300単位/月・100単位/月＞
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

8 障害児支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- 児童発達支援センター等における中核機能を評価
＜中核機能強化加算【新設】22単位～155単位/日・中核機能強化事業所加算【新設】75単位～187単位/日＞
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜児発・放デイの基本報酬の見直し >
- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位強度行動障害児支援加算 155単位/日、200又は250単位/日 等＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス
等報酬改定検討チーム 一部改変
※資料抜粋

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

8 障害児支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

・ 家族支援の評価を充実

<事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(オンライン60単位)延長支援加算の見直し 等>

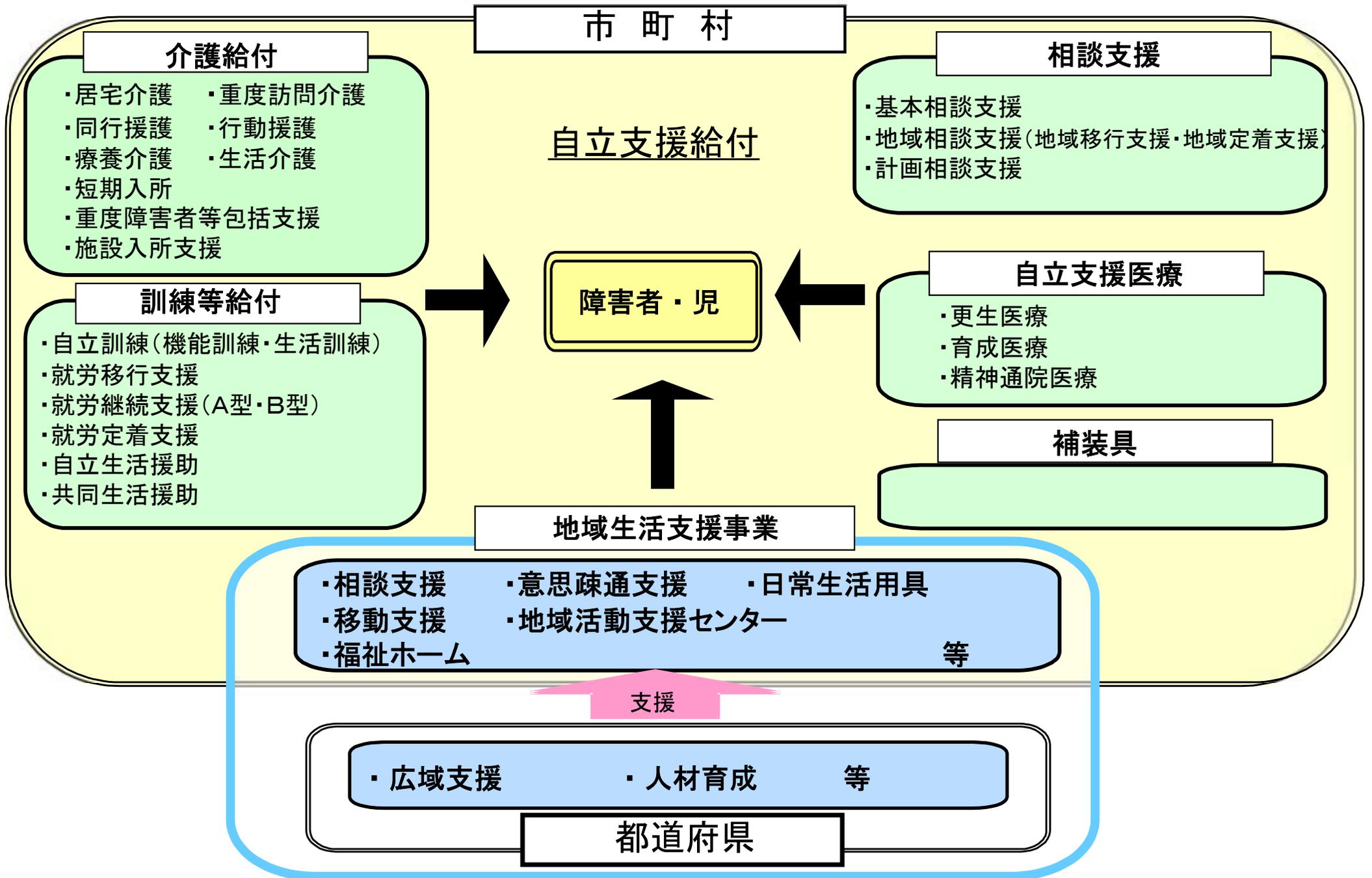
・ インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)

<訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日>

・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実

<小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186～320単位/日 サテライト型 +308単位/日 ⇒+378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等

障害者総合支援法の給付・事業



障害福祉サービス等の体系(介護給付・訓練等給付)

| | | サービス内容 | 利用者数 | 施設・事業所数 | |
|---------------------------|--------------------------------------|---|--|---------|--------|
| 訪問系 介護給付 | 日中活動系施設系 | 居宅介護 ● ● | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | 199,021 | 21,707 |
| | | 重度訪問介護 ● | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う | 12,221 | 7,518 |
| | | 同行援護 ● ● | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う | 26,292 | 5,748 |
| | | 行動援護 ● ● | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う | 13,149 | 2,021 |
| | | 重度障害者等包括支援者 ● ● | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う | 45 | 10 |
| | 短期入所 ● ● | 自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | 46,458 | 5,305 | |
| | 療養介護 ● | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う | 20,970 | 258 | |
| | 生活介護 ● | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する | 298,461 | 12,348 | |
| 施設入所支援 ● | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | 124,463 | 2,560 | | |
| 居住支援系 訓練等給付 訓練系・就労系 | 自立生活援助 ● ● | 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う | 1,271 | 290 | |
| | | 共同生活援助 ● ● | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う | 167,465 | 12,318 |
| | 自立訓練(機能訓練) ● ● | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う | 2,177 | 189 | |
| | | 自立訓練(生活訓練) ● ● | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う | 14,155 | 1,310 |
| | | 就労移行支援 ● ● | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う | 35,543 | 2,989 |
| | | 就労継続支援(A型) ● ● | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに能力等の向上のために必要な訓練を行う | 82,990 | 4,368 |
| | | 就労継続支援(B型) ● ● | 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに能力等の向上のために必要な訓練を行う | 322,414 | 16,003 |
| 就労定着支援 ● ● | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う | 15,220 | 1,533 | | |

(注) 1.表 ●は「障害者」●は「障害児」であり利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設事業所数は、令和4年12月サービス提供分(国保連データ)

障害福祉サービス等の体系(障害児支援、相談支援に係る給付)

| | | サービス内容 | 利用者数 | 施設・事業所数 |
|--------|------------|--|---------|---------|
| 障害児通所系 | 障害児支援に係る給付 | 児童発達支援  日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う | 163,847 | 10,864 |
| | | 医療型児童発達支援  日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う | 1,666 | 87 |
| | | 放課後等デイサービス  授業の終了後又は休校日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う | 311,372 | 19,556 |
| 訪問系 | 障害児 | 居宅訪問型児童発達支援  重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う | 338 | 117 |
| | | 保育所等訪問支援  保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う | 15,613 | 1,534 |
| 入所系 | 障害児 | 福祉型障害児入所施設  施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う | 1,327 | 180 |
| | | 医療型障害児入所施設  施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う | 1,741 | 198 |
| 相談支援系 | 相談支援に係る給付 | 計画相談支援   【サービス利用支援】 サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 | 232,366 | 9,823 |
| | | 障害児相談支援  【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】 | 80,023 | 6,130 |
| | | 地域移行支援  住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う | 587 | 318 |
| | | 地域定着支援  常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など緊急時の各種支援を行う | 4,043 | 553 |

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断(支援区分を認定する仕組みとなっていない) ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断(支援区分を利用要件としていない)
 (注) 1. 表中の「」は障害者、「」は障害児であり利用できるサービスマークを付している。 2. 利用者数及び施設事業所数は、令和4年12月サービス提供分(国保連データ)

計画相談支援

○ **対象者** (平成27年度からは障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等が対象となった。)

- 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児(の保護者)
- 地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者

○ サービス内容

【サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成
- 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成

【継続サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

○ 主な人員配置

- 相談支援専門員
※ 35件に1人を標準

○ 報酬単価(基本報酬)(令和3年4月～)

| | | | |
|----------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 機能強化型サービス利用支援費 (I) | 1,864単位/月 | 機能強化型継続サービス利用支援費 (I) | 1,613単位/月 |
| 機能強化型サービス利用支援費 (II) | 1,764単位/月 | 機能強化型継続サービス利用支援費 (II) | 1,513単位/月 |
| 機能強化型サービス利用支援費 (III) | 1,672単位/月 | 機能強化型継続サービス利用支援費 (III) | 1,410単位/月 |
| 機能強化型サービス利用支援費 (IV) | 1,622単位/月 | 機能強化型継続サービス利用支援費 (IV) | 1,360単位/月 |
| サービス利用支援費 (I) | 1,522単位/月 | サービス利用支援費 (II) | 732単位/月 |
| 継続サービス利用支援費 (I) | 1,260単位/月 | 継続サービス利用支援費 (II) | 606単位/月 |

注) (継続)サービス利用支援費(I)については、利用者が40未満の部分について算定。(継続)サービス利用支援費(II)については、40以上の部分について算定

○ 主な加算(令和3年4月～)

初回加算(300単位)

計画相談支援対象障害者等に対して、新規にサービス等利用計画を作成した場合等に サービス利用支援費を算定する際、初期の手厚い面接や連絡調整等を評価
※サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始までの期間内に一定の要件を満たす相談支援を提供した場合、当該支援を提供した月数分を更に重ねて評価(契約日からサービス等利用計画案の交付までが3ヶ月を超え、その日以後、3回を限度)

集中支援加算(①～③について各300単位/月)

計画策定月及びモニタリング対象月以外において、地域生活を支援するための相談支援の提供を評価

- ①月2回以上の居宅等への訪問による面接(訪問)
- ②サービス担当者会議の開催(会議開催)
- ③関係機関が開催する会議への参加(会議参加)

居宅介護支援事業所等連携加算(①100単位、②③各300単位/月)

障害福祉サービス等の利用終了に伴い、相談支援の提供を終了する利用者を指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、企業又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐに当たって、支援の利用終了前後に以下の業務を行った場合を評価

- ①利用者の心身の状況等に関する情報提供
- ②訪問
- ③会議参加

高い質や専門性を有する相談支援を提供する体制の確保を評価

- ・主任相談支援専門員配置加算(100単位/月)
- ・行動障害支援体制加算(35単位/月)
- ・要医療児者支援体制加算(35単位/月)
- ・精神障害者支援体制加算(35単位/月)
- ・ピアサポート体制加算(100単位/月)

○ **請求事業所数** 9,823(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 232,366(国保連令和4年12月実績)

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、基本報酬を引き上げ
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談

| 報酬区分 | 相談支援専門員数 | サービス利用支援費 ※ | |
|---------|----------|-------------|---------|
| | | 現行 | 報酬引き上げ |
| 機能強化（Ⅰ） | 4名以上 | 1,864単位 | 2,014単位 |
| 機能強化（Ⅱ） | 3名以上 | 1,764単位 | 1,914単位 |
| 機能強化（Ⅲ） | 2名以上 | 1,672単位 | 1,822単位 |
| 機能強化（Ⅳ） | 1名以上 | 1,622単位 | 1,672単位 |
| 機能強化なし | | 1,522単位 | 1,572単位 |

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

| 現行 | 改正後 |
|-------|---|
| 100単位 | (新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外) |

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

| 面談・会議 | 通院同行 | 情報提供 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 医療機関、保育、教育機関等との面談・会議  | <ul style="list-style-type: none"> 利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施  | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関に対して文書により情報提供を実施  |

| 加算名 | 算定場面 | 現行 | 改正後 |
|-----------------|------------|-----------|------------------------------|
| 医療・保育・教育機関等連携加算 | 面談・会議 | 100単位 | 計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位 |
| | (新) 通院同行 | - | 300単位 |
| | (新) 情報提供 | - | 150単位 |
| 集中支援加算 | 訪問、会議開催、参加 | 各300単位 | 同左 |
| | (新) 通院同行 | - | 300単位 |
| その他加算 | 訪問 | 200・300単位 | 300単位 |
| | 情報提供 | 100単位 | 150単位 |

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

| 加算名 | 現行 | 改正後 |
|--------------------|------|--------------------------|
| 要医療児者支援体制加算 | 35単位 | 対象者あり：60単位 対象者なし：30単位 |
| 行動障害支援体制加算 | | |
| 精神障害者支援体制加算 | | |
| (新) 高次脳機能障害者支援体制加算 | - | - |

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

障害者の意思決定支援を推進するための方策

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

意思決定支援の推進(運営基準への位置づけ)

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

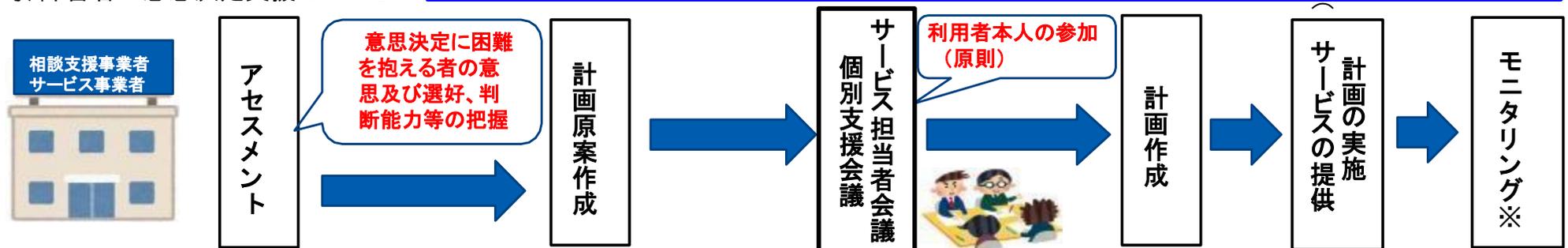
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)を創設。

(参考)障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

(※)施設・居住系:障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
訪問・通所系:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

(参考)身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)

○施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

地域移行支援

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
 - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
 - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者

○ サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価(令和3月～)

■ 基本報酬

| | |
|-----------------|-----------|
| 地域移行支援サービス費 (Ⅰ) | 3,504単位/月 |
| 地域移行支援サービス費 (Ⅱ) | 3,062単位/月 |
| 地域移行支援サービス費 (Ⅲ) | 2,349単位/月 |

(Ⅰ)の算定要件

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ②前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
- ③障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

(Ⅱ)の算定要件

- ①上記①及び③を満たしていること。
- ②前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

■ 主な加算

| | | | |
|---|--|--|---|
| 集中支援加算 利用者との対面による支援を月6日以上行った場合 500単位 | 障害福祉サービスの体験利用加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位 | 宿泊体験加算 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位/日 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位/日 | 退院・退所月加算 退院・退所する月に加算 2,700単位 精神科病院において、1年未満で退院する場合 +500単位/月 |
| 居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月 | 地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回 | | ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月 |

○ 事業所数 318(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 587(国保連令和4年12月実績)

地域生活支援拠点等の機能の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス
等報酬改定検討チーム 一部改変

○障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実に努める。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

○地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。(別紙参照)

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月 * 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

○地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 100単位/日

○地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所(加算)100単位/日 * 拠点位置づけのみ【見直し後】短期入所(加算)200単位/日 * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。(訪問系サービス等)

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

○地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。

(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(II) 60単位/日

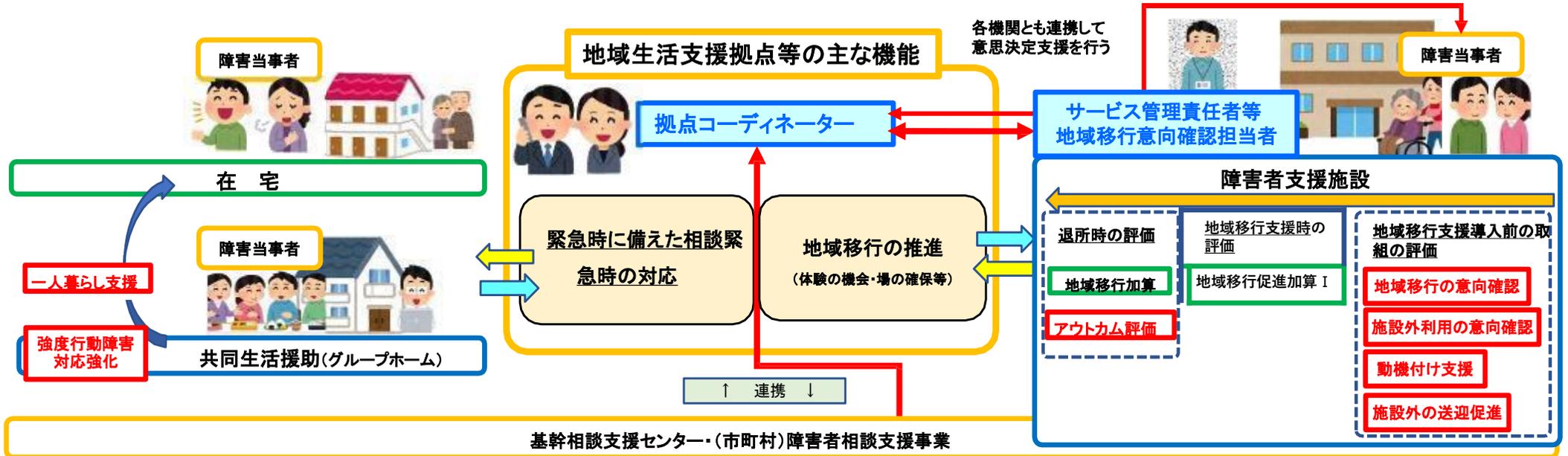


障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像(イメージ)

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



| | | | |
|---------|---------|--------|--------------------|
| 報酬の見直し等 | 緊急時対応加算 | 計画相談支援 | |
| 集中支援加算 | 緊急時対応加算 | 自立生活援助 | 地域移行支援 宿泊体験・体験利用加算 |
| | 緊急時対応加算 | 地域定着支援 | |



| | | |
|------------------------|----------|---------|
| 短期入所 | 拠点登録の加算 | 緊急時対応加算 |
| 自立訓練・就労支援系・生活介護 | 体験利用支援加算 | 緊急時対応加算 |
| 居宅介護・専任訪問支援・同行援護・行動援護等 | | 緊急時対応加算 |

* 図内の枠色について

既存の障害福祉報酬での取組

R6障害福祉サービス等報酬改定

* 障害福祉サービス等報酬の一部抜粋

↑ 連携 ↓

行政機関(障害福祉・高齢・保健等)・医療等の関係機関(自立支援)協議会等の協議の場

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し(地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認)

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算5単位/日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をしやすいするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

| 利用定員 | 区分6 | 区分5 | 区分4 | 区分3 | 区分2以下 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40人以下 | 459単位 | 387単位 | 312単位 | 236単位 | 171単位 |
| 41人以上 60人以下 | 360単位 | 301単位 | 239単位 | 188単位 | 149単位 |
| 61人以上 80人以下 | 299単位 | 251単位 | 201単位 | 165単位 | 135単位 |
| 81人以上 | 273単位 | 226単位 | 181単位 | 149単位 | 128単位 |

【見直し後】

| 利用定員 | 区分6 | 区分5 | 区分4 | 区分3 | 区分2以下 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40人以下 | 463単位 | 392単位 | 316単位 | 239単位 | 174単位 |
| 41人以上 50人以下 | 362単位 | 303単位 | 240単位 | 189単位 | 150単位 |
| 51人以上 60人以下 | 355単位 | 297単位 | 235単位 | 185単位 | 147単位 |
| 61人以上 70人以下 | 301単位 | 252単位 | 202単位 | 166単位 | 137単位 |
| 71人以上 80人以下 | 295単位 | 247単位 | 198単位 | 163単位 | 133単位 |
| 81人以上 | 273単位 | 225単位 | 181単位 | 150単位 | 129単位 |

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算(Ⅱ) 60単位/日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例:利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

地域定着支援

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
 - 居宅において単身で生活する障害者
 - 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
 - ※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
 - ※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

○ サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

| | | |
|-------------|---------------|------------------------------------|
| 地域定着支援サービス費 | 体制確保費 定) | 306単位/月(毎月算) |
| | 緊急時支援費(Ⅰ) | 712単位/日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定) |
| | ※地域生活支援拠点等の場合 | +50単位/日 |
| | 緊急時支援費(Ⅱ) | 95単位/日(緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定) |

■ 主な加算

| | | | |
|--|---------|---|---------|
| 日常生活支援情報提供加算 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 | 100単位/回 | ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 | 100単位/月 |
| 居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 | 35単位/月 | 地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 | 500単位/回 |

○ 事業所数 553(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 4,043(国保連令和4年12月実績)

居宅介護

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※ 通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)
255単位(30分未満)～833単位(3時間未満)
3時間以降、30分を増す毎に83単位加算

家事援助中心
105単位(30分未満)～
274単位(1.5時間未満)
1.5時間以降309単位+15分を
増す毎に35単位加算

通院等介助(身体介護なし)
105単位(30分未満)～
274単位(1.5時間未満)
1.5時間以降343単位+30分を
増す毎に69単位加算

通院等乗降介助
1回101単位

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

福祉専門職員等連携加算(90日間3回を限度として1回につき564単位加算)
→ サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

21,707 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

199,021 (国保連令和 4年 12月実績)

重度訪問介護

○ 対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
 - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
 - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
 - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 居宅等における
- 入浴、排せつ及び食事等の介
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
 - 入院中の病院等における意思疎通支援(区分6の者のみ) 等

※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○ 重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)

※ 重度障害者等包括支援対象者

- ・ 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型(筋ジス、脊 椎損傷、ALS、遷延性意識障害等を想定))、又は最重度知的障害者(Ⅱ類型(重症心身障害者を想定))
- ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型(強度行動障害を想定))

- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

185単位(1時間未満)～1,412単位(8時間未満) ※ 8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

- ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、
③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算)

- サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

- 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

7,518 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

12,221 (国保連令和 4年 12月実績)

同行援護

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
→ 同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助

※ 外出について
通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(盲ろう者向け・通訳介助員は、令和6年3月31日まで、暫定的な措置として、当該研修を修了したものと見なす。)
・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者等

○ 報酬単価(令和3年4月～)

| | | |
|--|--|---|
| ■ 基本報酬 | | |
| 190単位(30分未満)～628単位(3時間未満) 3時間以降693単位+30分を増す毎に65単位加算 | | |
| ■ 主な加算 | | |
| 盲ろう者支援加算(25%加算) → 盲ろう者向け・通訳介助員が、盲ろう者(視覚障害者かつ聴覚障害者)に支援することを評価 | 区分3の者に提供したときの加算(20%加算) → 障害支援区分3の者への支援を評価 | 区分4以上の者に提供したときの加算(40%加算) → 障害支援区分4以上の者への支援を評価 |
| 特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価 | 特別地域加算(15%加算) → 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価 | 喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価 |

○ 事業所数

5,748 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

26,292 (国保連令和 4年 12月実績)

行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
 - ・ 予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
 - ・ 制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
 - ・ 身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)
※令和3年3月31日時点での介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(令和6年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※令和3年3月31日時点での介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(令和6年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価(令和3年4月～)

| | | |
|---|---|--|
| ■ 基本報酬 | | |
| 258単位(30分未満)～2,540単位(7.5時間以上) | | |
| ■ 主な加算 | | |
| 特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価 | 行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算) → 支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価 | 喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価 |

○ 事業所数

2,021 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

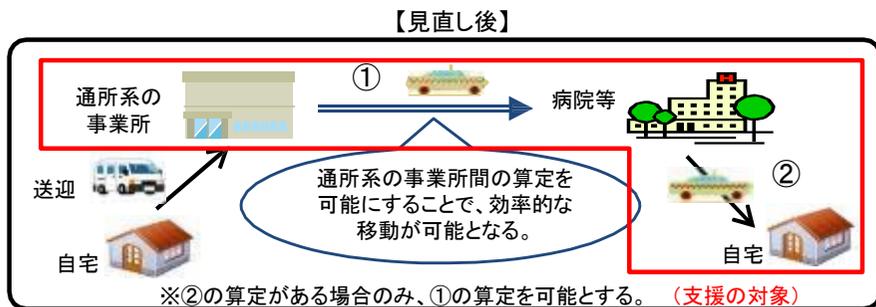
13,149 (国保連令和 4年 12月実績)

障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応

出典 厚生労働省 こども家庭庁 令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変

①通院等介助等の対象要件の見直し(居宅介護)

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助等に関して、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。



②熟練従業者による同行支援の見直し(重度訪問介護)

○重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。

【現行】

所定単位数の85%(合わせて170%)

【見直し後】

所定単位数の90%(合わせて180%)

○医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

【新設】所定単位数の90%(合わせて180%)

③同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し(同行援護)

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

- 特定事業所加算(Ⅰ)要件①~③のすべてに適合 所定単位数の20%を加算
- 特定事業所加算(Ⅱ)要件①及び②に適合 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算(Ⅲ)要件①及び③に適合 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算(Ⅳ)要件①及び④に適合 所定単位数の5%を加算

(要件)

- ①サービス提供体制の整備
- ②良質な人材の確保
- ③重度障害者への対応
- ④中重度障害者への対応

「②良質な人材の確保」の要件の選択肢に追加
・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

④訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

| 【居宅介護利用者】 | | | | 【重度訪問介護利用者】 | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|-------------|----------|--------|----------|
| [現行] | | [見直し後] | | [現行] | | [見直し後] | |
| (対象者) | | (対象者) | | (対象者) | | (対象者) | |
| 区分1 | 6,280単位 | 区分1 | 6,410単位 | 区分4 | 28,430単位 | 区分4 | 28,940単位 |
| 区分2 | 7,130単位 | 区分2 | 7,270単位 | 共通 | 17,340単位 | 区分5 | 36,270単位 |
| 区分3 | 9,010単位 | 区分3 | 9,190単位 | | | 区分6 | 62,050単位 |
| 区分4 | 14,040単位 | 区分4 | 14,320単位 | | | 区分4 | 14,620単位 |
| 区分5 | 20,570単位 | 区分5 | 20,980単位 | | | 区分5 | 15,290単位 |
| | | 区分6 | 28,230単位 | | | 区分6 | 22,910単位 |
| | | 障害児 | 13,010単位 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 【介護保険対象者】 | | | | | |
| | | 区分5 | 1,100単位 | | | | |
| | | 区分6 | 1,810単位 | | | | |

※通院等(乗降)介助ありの単位

療養介護

○ 対象者

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者
 - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者
 - ② 障害支援区分5以上の者であって、以下のいずれかの要件に該当する者
 - ・ 進行性筋萎縮症患者(筋ジストロフィー患者)又は重症心身障害者
 - ・ 医療的ケアスコアが16点以上の者
 - ・ 医療的ケアスコアが8点以上であって、強度行動障害のある者又は遷延性意識障害者
 - ③ ①及び②に準ずる者として、療養介護が必要であると市町村が認めた者
- 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

○ サービス内容

- 病院等への長期入院による医学的管理の下、主として昼間において、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害支援区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1~2:1以上

○ 報酬単価(令和3年4月~)

- 基本報酬(利用定員・配置人員等に応じた単位の設定) ※医療に要する費用及び食費等については医療保険より給付。

361単位~965単位

- 主な加算

地域移行加算(500単位)

→ 利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合、それぞれ、入院中2回・退院後1回を限度に算定

○ 事業所数

258 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

20,970 (国保連令和 4年 12月実績)

重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用(現行は、障害支援区分6の利用者のみ)について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

【現行】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者



【見直し後】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算(入院前に1回を限度)

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携(イメージ)

医療と福祉の連携

入院前



医療機関
職員(医師、看護師、事務員等)

関係者による事前調整



相談支援専門員



障害者本人



重度訪問介護事業所
職員(サービス提供責任者、管理者、重度訪問介護従事者)



※この他、訪問介護等の関係者も参加する場合もあり。

※福祉関係者は重度訪問介護事業所のみの場合あり。

【医療機関との具体的な事前調整の内容】

- (1) 障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
 - ・入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
 - ・入院する障害者の障害特性等の伝達(障害の状態、介護方法(例:体位変換、食事、排泄)など)
 - ・障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
 - ・重度訪問介護の制度(目的、内容)
- (2) 医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
 - ・医療機関の入院規則
 - ・感染対策(体温等の確認、マスク装着の徹底)
- (3) 医療機関と障害福祉サービス等の調整
 - ・看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認(コミュニケーション支援の範囲の確認)
 - ・障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応(ベッド等の配置など)
 - ・重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
 - ・重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

生活介護

○ 対象者

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者
- ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

- 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定
- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1~3:1

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定

■ 定員2人以上40人以下の場合

| | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------------------|
| (区分6) | (区分5) | (区分4) | (区分3) | (区分2以下)※ 未判定の者を含む |
| 1,147単位 | 853単位 | 585単位 | 524単位 | 476単位 |

■ 主な加算

人員配置体制加算(33~265単位)
→ 直接処遇職員を加配(1.7:1~2.5:1)した事業所に加算
※ 指定生活介護事業所は区分5・6準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187~280単位)
→ 連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

延長支援加算(61~92単位)
→ 営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

○ 事業所数

12,348 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

298,461 (国保連令和 4年 12月実績)

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

① 基本報酬区分の見直し(サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し)

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
 - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
 - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。(5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)

※利用定員21人以上30人以下の場合

| サービス提供時間 | 障害支援区分 | | | | |
|-------------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 区分6 | 区分5 | 区分4 | 区分3 | 区分2以下 |
| 3時間未満 | 449単位 | 333単位 | 228単位 | 204単位 | 185単位 |
| 3時間以上～4時間未満 | 575単位 | 427単位 | 293単位 | 262単位 | 236単位 |
| 4時間以上～5時間未満 | 690単位 | 512単位 | 351単位 | 313単位 | 284単位 |
| 5時間以上～6時間未満 | 805単位 | 597単位 | 409単位 | 366単位 | 332単位 |
| 6時間以上～7時間未満 | 1,120単位 | 833単位 | 570単位 | 510単位 | 463単位 |
| 7時間以上～8時間未満 | 1,150単位 | 854単位 | 584単位 | 523単位 | 475単位 |
| 8時間以上～9時間未満 | 1,211単位 | 915単位 | 646単位 | 584単位 | 536単位 |

福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門員配置等加算(又は(Ⅱ)と福祉専門職員配置等加算(Ⅲ))とを併給可とする。

② 基本報酬区分の見直し(利用定員規模ごとの基本報酬の設定)

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。

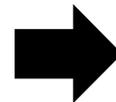
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

| | |
|------------------|--------|
| (1) 延長時間1時間未満の場合 | 61単位/日 |
| (2) 延長時間1時間以上の場合 | 92単位/日 |

【見直し後】

| | |
|-------------------------|---------|
| (1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合 | 100単位/日 |
| (2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合 | 200単位/日 |
| (3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合 | 300単位/日 |
| (4) 所要時間12時間以上 | 400単位/日 |



④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

出典 厚生労働省 こども家庭庁 令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変

| サービス名 | 項目 | 改定概要 |
|---------|------------------------------------|---|
| 生活介護 | 常勤看護職員等加配加算の見直し | 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等 |
| | 人員配置体制加算の拡充 | 医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上321単位/日等 |
| | 喀痰吸引等実施加算【新設】 | 登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位/日 |
| | 入浴支援加算【新設】 | 医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位/日 |
| | 基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所) | 重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等 |
| 障害者支援施設 | 夜間看護体制加算の見直し | 入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位/日+35単位/日 × 1を超えて配置した人数 |
| | 通院支援加算【新設】 | 医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位/日 |
| 短期入所 | 福祉型強化短期入所の種類の追加【新設】 | 医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位/日 等 |
| | 医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充 | 福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位/日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日 |
| | 医療型短期入所受入前支援加算【新設】 | 医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位/日(1回を限度) |
| | 緊急短期入所受入加算の単位数の見直し | 短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位/日、医療型 500単位/日 |
| | 指定申請書類の簡略化 | 医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。 |

短期入所

○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

■ 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)

・ 障害支援区分1以上である障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

■ 福祉型強化(障害者支援施設等において実施可能)(※)

※ 看護職員を常勤で1人以上配置

・ 厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者及び障害児

■ 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施可能)(※)

※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能

・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

○ サービス内容

■ 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護
その他の必要な支援

■ 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

■ 併設型・空床型 本体施設の配置基準に準じる

■ 単独型 当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

福祉型短期入所サービス費 (I)～(IV)

→ 障害者(児)について、障害支援区分に応じた単価の設定

169単位～903単位

福祉型強化短期入所サービス費 (I)～(IV)

→ 看護職員を配置し、厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者(児)に対し、支援を行う場合

370単位～1,104単位

医療型短期入所サービス費 (I)～(III)(宿泊を伴う場合)

→ 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合

1,747単位～3,010単位

医療型特定短期入所サービス費 (I)～(III)(宿泊を伴わない場合)

(IV)～(VI)(宿泊のみの場合)
→ 左記と同様の対象者に対し支援を行う場合

1,266単位～2,835単位

■ 主な加算

単独型加算(320単位)

→ 併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合

緊急短期入所受入加算(福祉型180単位、医療型270単位)

→ 緊急時の受入れを行った場合
定員超過特例加算(50単位)

→ 緊急時に定員を超えて受入を行った場合(10日限度で算定)

特別重度支援加算

(610単位/297単位/120単位)
→ 医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合

○ 事業所数 **5,305**(うち福祉型強化:419 医療型:308)

○ 利用者数 **46,458**

(国保連 令和4年12月)

重度障害者等包括支援

○ 対象者

| 類 型 | | 状態像 |
|---|------------------------------|--|
| 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者 | 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型） | ・ 筋ジストロフィー ・ 脊椎損傷 ・ ALS ・ 遷延性意識障害 等 |
| | 最重度知的障害者（Ⅱ類型） | ・ 重症心身障害者 等 |
| 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅱ類型） | | ・ 強度行動障害 等 |

○ サービス内容

- 訪問系サービス（重度障害者等包括支援、重度訪問介護等）や通所サービス（生活介護、短期入所等）等を組み合わせて、包括的に提供

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：1人以上（1人以上は常勤）
（下記のいずれにも該当）
 - ・ 相談支援専門員の資格を有する者
 - ・ 重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○ 運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保（第3者への委託も可）
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護等 203単位（1時間未満）～2,403単位（12時間未満） ※ 12時間を超える場合は、12時間までの単価の98%を算定
- 短期入所 953単位/日 ○ 共同生活介護 1,003単位/日

■ 主な加算

特別地域加算（15%加算）

→ 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算）

→ 喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり（48単位加算）

○ 事業所数

10（国保連令和 4年 12月実績）

○ 利用者数

45（国保連令和 4年 12月実績）

施設入所支援

○ 対象者

- 夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援等の利用者
 - ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
 - ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
 - ③ 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者

○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置
→ 利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数60人以下の場合、1人以上

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定

| | | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|------------------|
| ■ 定員40人以下の場合 | (区分6) | (区分5) | (区分4) | (区分3) | (区分2以下)※未判定の者を含む |
| | 459単位 | 387単位 | 312単位 | 236単位 | 171単位 |

■ 主な加算

重度障害者支援加算

- (I) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
→ 区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
 - ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
 - ②重症心身障害者
- (II) 強度行動障害者に対する支援
→ (一)体制を整えた場合[7単位]
(二)夜間支援を行った場合[180単位]

夜勤職員配置体制加算

- 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
 - ・ 利用定員が21人以上40人以下の場合[60単位]
 - ・ 利用定員が41人以上60人以下の場合[48単位]
 - ・ 利用定員が61人以上の場合[39単位]

○ 事業所数

2,560 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

124,463 (国保連令和 4年 12月実績)

自立訓練(機能訓練)

○ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
 - 看護職員(1人以上(1人は常勤))
 - 理学療法士又は作業療法士(1人以上)
 - 生活支援員(1人以上(1人は常勤))
- } 6:1以上

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

通所による訓練

| | | | |
|-----------|-------|------------|-------|
| 利用定員20人以下 | 815単位 | 利用定員61～80人 | 664単位 |
| “ 21～40人 | 728単位 | “ 81人以上 | 626単位 |
| “ 41～60人 | 692単位 | | |

訪問による訓練

| | |
|-------------------|-------|
| 所要時間1時間未満の場合 | 255単位 |
| 所要時間1時間以上の場合 | 584単位 |
| 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 | 750単位 |

■ 主な加算

リハビリテーション加算

- (I) 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 48単位
- (II) その他の障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 20単位

就労移行支援体制加算

- 自立訓練を受けた後、就労(一定の条件を満たす復職を含む)し、就労継続期間が6月以上の者が前年度において1人以上いる場合
- | | | | |
|-----------|------|------------|------|
| 利用定員20人以下 | 57単位 | 利用定員61～80人 | 10単位 |
| “ 21～40人 | 25単位 | “ 81人以上 | 7単位 |
| “ 41～60人 | 14単位 | | |

○ **事業所数** 189(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 2,177(国保連令和4年12月実績)

自立訓練(生活訓練)

○ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者等

○ サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上
(1人は常勤)
- 生活支援員 6:1以上(1人は常勤)

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

通所による訓練

| | | | |
|-----------|-------|------------|-------|
| 利用定員20人以下 | 748単位 | 利用定員61～80人 | 610単位 |
| “ 21～40人 | 668単位 | “ 81人以上 | 573単位 |
| “ 41～60人 | 635単位 | | |

訪問による訓練

| | |
|-------------------|-------|
| 所要時間1時間未満の場合 | 255単位 |
| 所要時間1時間以上の場合 | 584単位 |
| 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 | 750単位 |

■ 主な加算

個別計画訓練支援加算

社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行った場合 19単位

就労移行支援体制加算

自立訓練を受けた後、就労(一定の条件を満たす復職を含む)し、就労継続期間が6月以上の者が前年度において1人以上いる場合

| | | | |
|-----------|------|------------|-----|
| 利用定員20人以下 | 54単位 | 利用定員61～80人 | 9単位 |
| “ 21～40人 | 24単位 | “ 81人以上 | 7単位 |
| “ 41～60人 | 13単位 | | |

○ 事業所数 1,310(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 14,155(国保連令和4年12月実績)

〔宿泊型自立訓練〕

○ 対象者

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域生活への移行に向けて、一定期間、宿泊によって帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な者(具体的には次のような例)

- ① 特別支援学校を卒業してた者であって、ひとり暮らしを目指して、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者
- ② 精神科病院を退院後、地域での日中活動が継続的に利用可能となった者であって、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者

○ サービス内容

- 居室等の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 必要に応じて、日中活動サービスの利用とあわせて支援
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施(1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新も可能)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 生活支援員 10:1以上(1人は常勤)
- 地域移行支援員 1人以上

○ 報酬単価(令和3年4月～)

| | |
|--|--|
| ■ 基本報酬 | |
| 標準利用期間中の場合 | 271単位、 |
| 標準利用期間を超える場合 | 164単位 |
| ■ 主な加算 | |
| 夜間支援等体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ) (Ⅰ)夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 448単位～46単位 (Ⅱ)宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 149単位～15単位 (Ⅲ)夜間を通じて、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位 | 精神障害者地域移行特別加算 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位 強度行動障害者地域移行特別加算 障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位 |

○ **事業所数** 230(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 2,958(国保連令和4年12月実績)

地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

① 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価(機能訓練、生活訓練)※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標(SIM)に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

機能訓練 【一部新設】 リハビリテーション加算(Ⅰ) 48単位/日 * 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

生活訓練 【一部新設】 個別計画訓練加算(Ⅰ) 47単位/日 * 現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

② 基本報酬の見直し(生活訓練)

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費(Ⅰ)(例:利用定員が20人以下の場合)

【現行】748単位/日 【見直し後】776単位/日

生活訓練サービス費(Ⅱ)(例:視覚障害者に対する専門的訓練の場合)

【現行】750単位/日 【見直し後】779単位/日 * 機能訓練も同様

生活訓練サービス費(Ⅲ)(例:利用期間が2年間以内の場合)

【現行】271単位/日 【見直し後】281単位/日



③ピアサポートの専門性の評価(機能訓練、生活訓練)※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。

【新規】ピアサポート実施加算 100単位/月



④支援の実態に応じた報酬の見直し(宿泊型自立訓練)

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現行】 支援の3日目から算定可

【見直し後】 支援の初日から算定可

⑤リハビリテーション職の配置基準の見直し(機能訓練)

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。(生活介護も同様)

⑥提供主体の拡充(機能訓練)

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

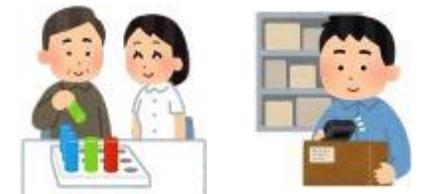
- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ) 60単位/日 * 対象者あり

高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位/日 * 対象者なし

- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。

【新設】高次脳機能障害者支援体制加算 41単位/日



就労移行支援

○ 対象者

■ 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者

※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者となる。

※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○ サービス内容

■ 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施

■ 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施

■ 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定

※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者

■ 職業指導員 } 6:1以上
生活支援員

■ 就労支援員 → 15:1以上

○ 報酬単価(平成30年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬)

基本報酬

<定員20人以下の場合>

| 報酬区分 | 基本報酬 |
|-----------|-----------|
| 5割以上 | 1,128単位/日 |
| 4割以上 5割未満 | 959単位/日 |
| 3割以上 4割未満 | 820単位/日 |
| 2割以上 3割未満 | 690単位/日 |
| 1割以上 2割未満 | 557単位/日 |
| 0割超 1割未満 | 507単位/日 |
| 0 | 468単位/日 |

主な加算

移行準備支援体制加算 41単位

* 施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合

支援計画会議等実施加算 583単位

* 支援計画の策定にあたり他機関を招いたケース会議を実施した場合

就労支援関係研修修了加算 6単位

* 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

* Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

* Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

※ H30~資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加

* Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

* 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり
(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数

2,989 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

35,543 (国保連令和 4年 12月実績)



就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件にサービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位／回
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】(Ⅰ)583単位／回

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(Ⅱ)408単位／回

- ・ 利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

就労継続支援A型

○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価(令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定)

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5:1の場合>

| 報酬区分 | 基本報酬 |
|--------------|---------|
| スコア | |
| 170点以上 | 724単位/日 |
| 150点以上170点未満 | 692単位/日 |
| 130点以上150点未満 | 676単位/日 |
| 105点以上130点未満 | 655単位/日 |
| 80点以上105点未満 | 527単位/日 |
| 60点以上80点未満 | 413単位/日 |
| 60点未満 | 319単位/日 |

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15~70単位/日

※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50~93単位/日

※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3~見直し

就労移行連携加算 1,000単位(1回に限り)

※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3~新設

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

* Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

* Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

※ H30~資格保有者に公認心理師を追加

* Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

* 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



○ 事業所数

4,368 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

82,990 (国保連令和 4年 12月実績)

就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。
 - ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
 - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
 - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
 - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
 - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

| 評価指標 | | 判定スコア |
|--------|--|-----------|
| 労働時間 | 1日の平均労働時間により評価 | 5点～80点で評価 |
| 生産活動 | 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価 | 5点～40点で評価 |
| 多様な働き方 | 利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価 | 0点～35点で評価 |
| 支援力向上 | 職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価 | 0点～35点で評価 |
| 地域連携活動 | 地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 | 0点～10点で評価 |

【見直し後】

| 評価指標 | | 判定スコア |
|--------------|--|---------------------|
| 労働時間 | 1日の平均労働時間により評価 | 5点～ <u>90</u> 点で評価 |
| 生産活動 | 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価 | <u>-20</u> 点～60点で評価 |
| 多様な働き方 | 利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価 | 0点～ <u>15</u> 点で評価 |
| 支援力向上 | 職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価 | 0点～ <u>15</u> 点で評価 |
| 地域連携活動 | 地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価 | 0点～10点で評価 |
| 経営改善計画 | 経営改善計画の作成状況により評価 | <u>-50</u> 点～0点で評価 |
| 利用者の知識及び能力向上 | 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価 | 0点～10点で評価 |

就労継続支援B型

○ 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
 - ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
 - ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
 - ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価(令和3年報酬改定以降、2種類の報酬体系)

基本報酬の体系(いずれかを選択)

(1)及び(2)共通の主な加算

| (1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系 | |
|---------------------|---------|
| 平均工賃月額 | 基本報酬 |
| 4.5万円以上 | 702単位/日 |
| 3.5万円以上4.5万円未満 | 672単位/日 |
| 3万円以上3.5万円未満 | 657単位/日 |
| 2.5万円以上3万円未満 | 643単位/日 |
| 2万円以上2.5万円未満 | 631単位/日 |
| 1.5万円以上2万円未満 | 611単位/日 |
| 1万円以上1.5万円未満 | 590単位/日 |
| 1万円未満 | 566単位/日 |

※ 定員20人以下 人員配置7.5:1の場合

| (2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系 | |
|---------------------------------------|---------|
| 定員 | 基本報酬 |
| 20人以下 | 556単位/日 |

【独自の加算】 ※ 人員配置7.5:1の場合

- **地域協働加算** 30 単位/日
就労や生産活動の実施に住民と協働した取組を実施する事業所を評価。
- **ピアサポート実施加算** 100単位/月
利用者に対し、一定の支援体制のもと、就労や生産活動等への参加等を実施した場合に、当該支に依るピアサポートを受けた利用者の数単位数を加算。

| |
|--|
| 就労移行支援体制加算 5 ~ 93単位/日 ※ 基本報酬の区分等に応じ、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数にごとに加算 |
| 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位 * Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合 * Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合 * Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合 |
| 食事提供体制加算、送迎加算等 * 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能 |

○ **事業所数** 16,003 (国保連令和 4年 12月実績)

○ **利用者数** 322,414 (国保連令和 4年 12月実績)

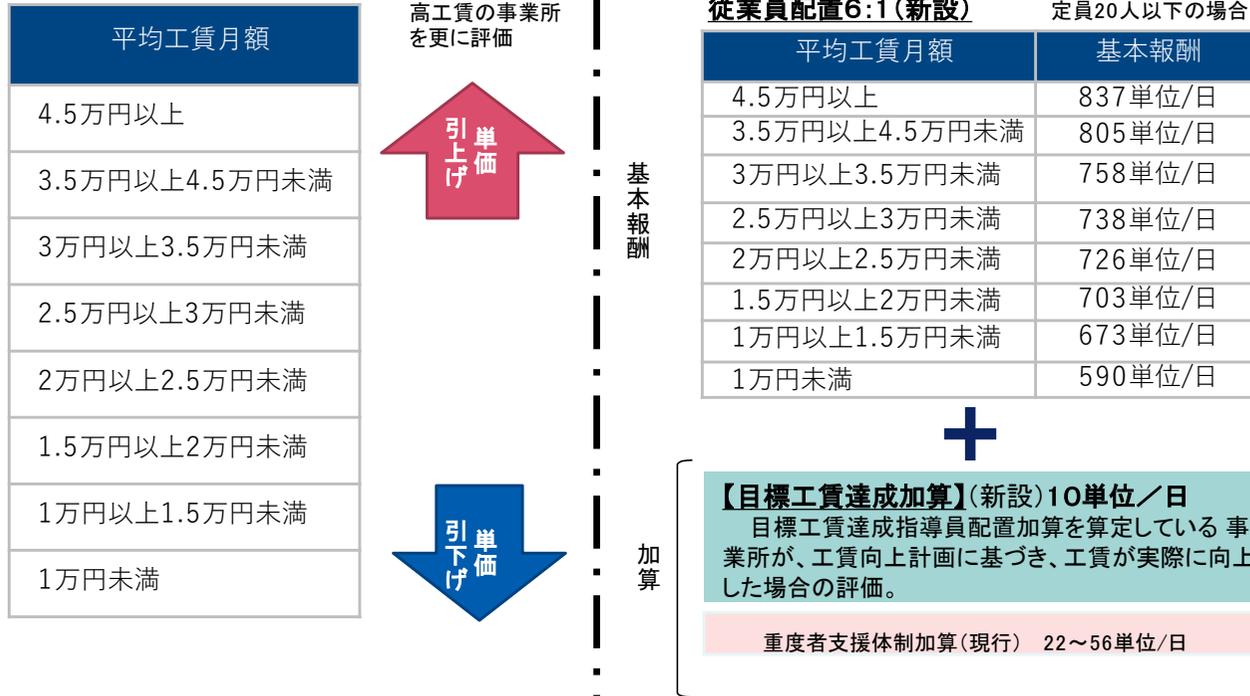
就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

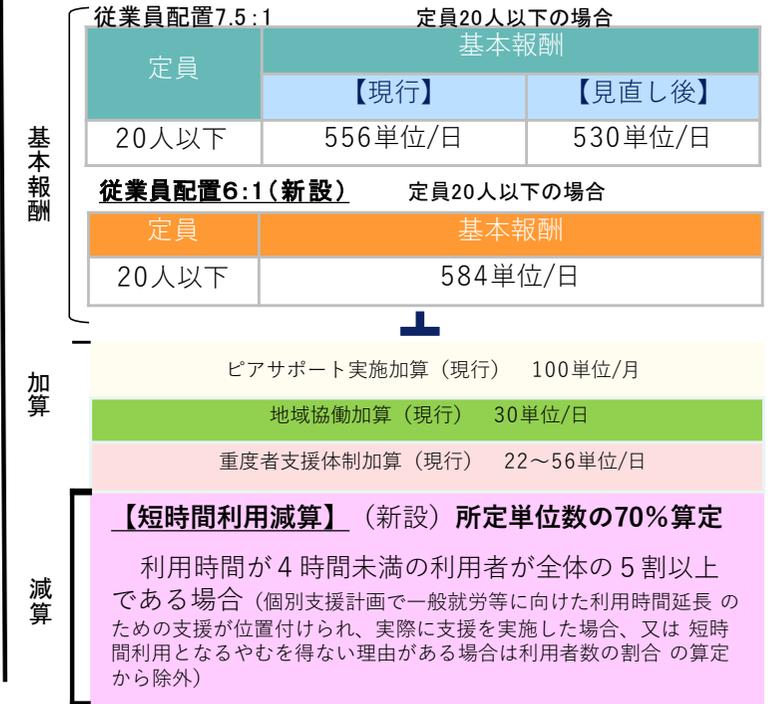
平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6:1」の報酬体系を創設。

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系



(2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系



平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れることがあることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

○前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
イ 前年度に支払った工賃総額を算出
ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12 月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

就労定着支援

○ 対象者

■ 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

○ サービス内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面相当の支援
- 月1回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1
- 就労定着支援員 40:1 (常勤換算)

○ 報酬単価(令和元年10月～)利用者数規模別に加え、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い基本報酬

基本報酬

<利用者数20人以下の場合>

| 就労定着率 | 基本報酬 |
|------------|-----------|
| 9割5分以上 | 3,449単位/月 |
| 9割以上9割5分未満 | 3,285単位/月 |
| 8割以上9割未満 | 2,710単位/月 |
| 7割以上8割未満 | 2,176単位/月 |
| 5割以上7割未満 | 1,642単位/月 |
| 3割以上5割未満 | 1,395単位/月 |
| 3割未満 | 1,046単位/月 |

※ 利用者及び当該利用者が雇用されている事業主等に対し、支援内容を記載した「支援レポート」を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定。

※ 上表以外に、利用者数に応じた設定あり(21人以上40人以下、41人以上)

主な加算

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120単位/月

※職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している場合

特別地域加算 240単位/月

※中山間地域等の居住する利用者に支援した場合

初期加算 900単位/月(1回限り)

* 一体的に運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合

定着支援連携促進加算 579単位/月

* 支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。

※ R3年新設

就労定着実績体制加算 300単位/月

* 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する

※ 自立生活援助、自立訓練(生活訓練)との併給調整を行う。

※ 職場適応援助者に係る助成金との併給調整を行う。

○ 事業所数

1,533 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

15,220 (国保連令和 4年 12月実績)

就労定着支援の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

基本報酬の設定等

- 実施主体の追加
 - ・ 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。
- 就労移行支援事業所等との一体的な実施
 - ・ 本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。
- 就労定着率のみを用いた報酬体系
 - ・ 利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。



【現行】

| 利用者数 | 就労定着率 |
|------------|------------|
| 20人以下 | 9割5分以上 |
| 21人以上40人以下 | 9割以上9割5分未満 |
| | 8割以上9割未満 |
| | 7割以上8割未満 |
| 41人以上 | 5割以上7割未満 |
| | 3割以上5割未満 |
| | 3割未満 |



【見直し後】※利用者数は加味せず

| 就労定着率 |
|------------|
| 9割5分以上 |
| 9割以上9割5分未満 |
| 8割以上9割未満 |
| 7割以上8割未満 |
| 5割以上7割未満 |
| 3割以上5割未満 |
| 3割未満 |

【支援体制構築未実施減算】【新設】 所定単位数の90%算定

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について、減算する。

定着支援連携促進加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【定着支援連携促進加算】579単位／回
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】(Ⅰ)579単位／回

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(Ⅱ)405単位／回

・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う就労定着支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

○障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力・適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

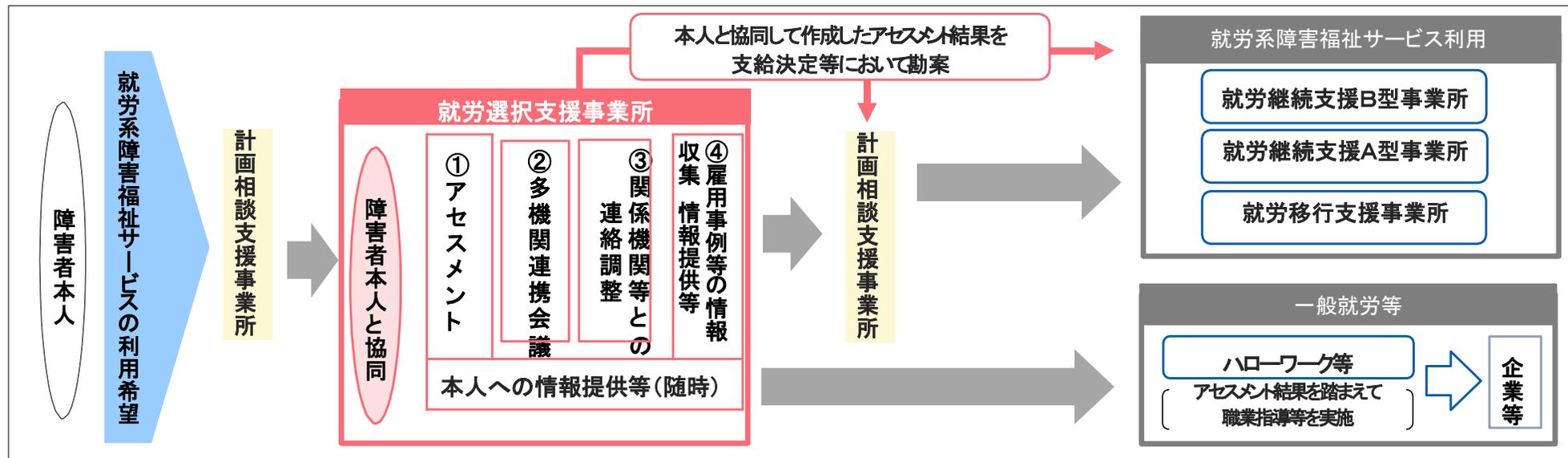
- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
 - 特定事業所集中減算 200単位/月
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



実施主体

○就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

○就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

○ 就労選択支援員 15:1以上

・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。

※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。

・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。

※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間(令和9年度末までを想定)は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。

・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



特別支援学校における取扱い

○より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

自立生活援助

※平成30年4月～

○ 対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

○ サービス内容

- 一定の期間(1年間※)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。
- ※ 市町村審査会における個別審査を経て必要性が認められる場合は、更新可能

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 地域生活支援員1以上(25:1が標準)
- ※ サービス管理責任者と地域生活支援員の兼業は可能

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

自立生活援助サービス費(Ⅰ)

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内の場合

- ・地域生活支援員30:1未満 [1,558単位]
- ・地域生活支援員30:1以上 [1,090単位]

自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(Ⅰ)以外の場合

- ・地域生活支援員30:1未満 [1,166単位]
- ・地域生活支援員30:1以上 [817単位]

■ 主な加算

緊急時支援加算(Ⅰ) ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日
緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合 711単位/日

緊急時支援加算(Ⅱ)
緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合 94単位/日

居住支援連携体制加算

居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月

地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度
居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回

同行支援加算

- 月2回まで 500単位/月
- 月3回 750単位/月
- 月4回以上 1,000単位/月

ピアサポート体制加算

研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月

日常生活支援情報提供加算

※月1回を限度
あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位/回

○ **事業所数** 290(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 1,271(国保連令和4年12月実績)

共同生活援助(介護サービス包括型)

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者)にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。))

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上(4:1~6:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

世話人4:1、障害支援区分6の場合 [667単位] ~ 世話人6:1、障害支援区分1以下の場合 [170単位]

■ 主な加算

夜間支援等体制加算(Ⅰ)~(Ⅲ) ※利用者5人の場合の例

- (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合
区分4以上:269単位 区分3:224単位 区分2以下:179単位
- (Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位
- (Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

夜間支援等体制加算(Ⅳ)~(Ⅵ) ※利用者15人以下の場合の例

- <(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合>
- (Ⅳ)夜勤職員を追加配置する場合 60単位
- (Ⅴ)夜勤職員(一部時間)を追加配置する場合 30単位
- (Ⅵ)宿直職員を追加配置する場合 30単位

重度障害者支援加算

- (Ⅰ)区分6であって重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位
- (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位

日中支援加算

- (Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中支援を行った場合 539単位~270単位
- (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位~135単位

医療的ケア対応支援加算

- 医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位

強度行動障害者体験利用加算

- 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合であって、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

○ 事業所数 10,354(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 142,323(国保連令和4年12月実績)

共同生活援助(外部サービス利用型)

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(外部の居宅介護事業所に委託)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
 - 世話人 6:1以上(当面は10:1以上)
(4:1~6:1、10:1)
- ※介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

世話人 4:1 [243単位] ~ 世話人10:1 [114単位]
 ※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定 [96単位~]

■ 主な加算

夜間支援等体制加算(Ⅰ)~(Ⅲ) ※利用者5人の場合の例

- (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合
区分4以上:269単位 区分3:224単位 区分2以下:179単位
- (Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位
- (Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

夜間支援等体制加算(Ⅳ)~(Ⅵ) ※利用者15人以下の場合の例

- <(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合>
- (Ⅳ)夜勤職員を追加配置する場合 60単位
 - (Ⅴ)夜勤職員(一部時間)を追加配置する場合 30単位
 - (Ⅵ)宿直職員を追加配置する場合 30単位

日中支援加算

- (Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合 539単位~270単位
- (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位~135単位

精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

○ **事業所数** 1,240(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 14,900(国保連令和4年12月実績)

共同生活援助(日中サービス支援型) ※平成30年4月～

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(昼夜を通じて1人以上の職員を配置)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所(定員1～5人)を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上(3:1～5:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1～9:1以上

○ 報酬単価(令和3年4月～)

| | |
|--|--|
| ■ 基本報酬 | |
| GHにおいて日中支援を実施した場合 世話人3:1、障害支援区分6 [1,105単位] ～ 世話人5:1、障害支援区分3 [528単位] | } 1日毎に 切替可 |
| 日中活動サービス事業所等を利用した場合 世話人3:1、障害支援区分6 [910単位] ～ 世話人5:1、障害支援区分1以下 [252単位] | |
| ■ 主な加算 | |
| 夜勤職員加配加算 基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を1以上追加で配置した場合 149単位 | 医療的ケア対応支援加算 医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位 |
| 重度障害者支援加算 (Ⅰ)区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位 (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位 | 看護職員配置加算 基準で定める従事者に加え、看護職員(看護師、准看護師、保健師)を常勤換算方法で1以上配置し、利用者の日常的な健康管理等を実施した場合 70単位 |
| 精神障害者地域移行特別加算 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位 | 強度行動障害者体験利用加算 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位 |

○ 事業所数

724(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数

10,242(国保連令和4年12月実績)

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

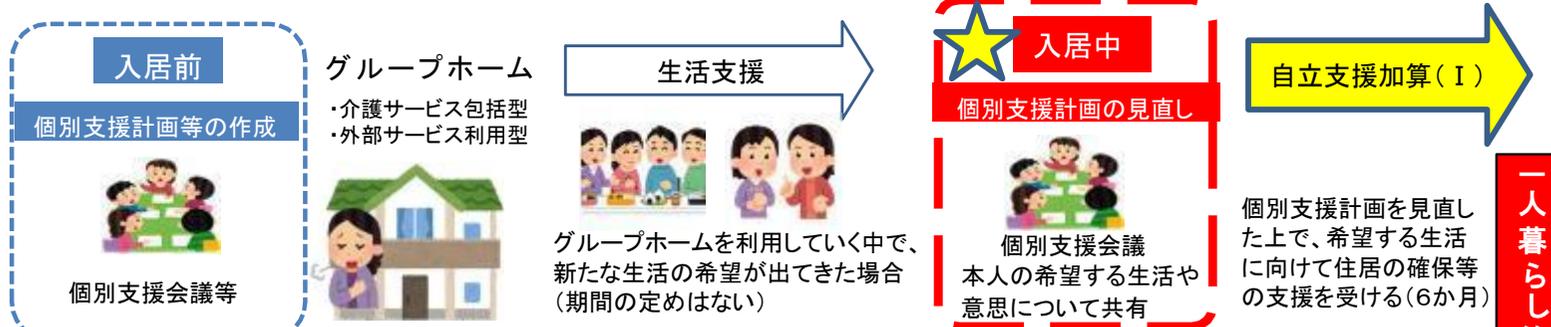
【現行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度
 【見直し後】(新設)自立生活支援加算(Ⅰ) 1,000単位/月 * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。
 (現行)自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象
 (新設)自立生活支援加算(Ⅲ) 80単位/日 * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
 ※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】ピアサポート実施加算 100単位/月 * 自立支援加算(Ⅲ)に加算
 【新設】居住支援連携体制加算 35単位/月、地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回(月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算
 * 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000単位/月 * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。
 【新設】退居後ピアサポート実施加算 100単位/月 * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



3. 退居後の支援



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の住居の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】重度障害者支援加算(Ⅰ):(受入)360単位/日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位/日**
【新設】(初期)**500単位/日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位/日**
【拡充】重度障害者支援加算(Ⅱ):(受入)180単位/日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位/日**
【新設】(初期)**400単位/日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位/日**



② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例(世話人の配置6:1以上)

【現行】共同生活援助サービス費(Ⅲ) 区分6:583単位 区分5:467単位 区分4:387単位 区分3:298単位 区分2:209単位 区分1以下:170単位(単位/日)

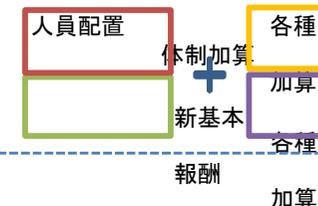
【見直し後】共同生活援助サービス費(Ⅰ) 区分6:**600**単位 区分5:**456**単位 区分4:**372**単位 区分3:**297**単位 区分2:**188**単位 区分1以下:**171**単位(単位/日)



特定従業者数換算方法(週40時間で換算)で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新設】人員配置体制加算(Ⅰ) 区分4以上 **83単位/日** 区分3以下 **77単位/日** * 特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を加配

人員配置体制加算(Ⅱ) 区分4以上 **33単位/日** 区分3以下 **31単位/日** * 特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を加配



③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算(Ⅱ)について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現行】支援の**3日目**から算定可

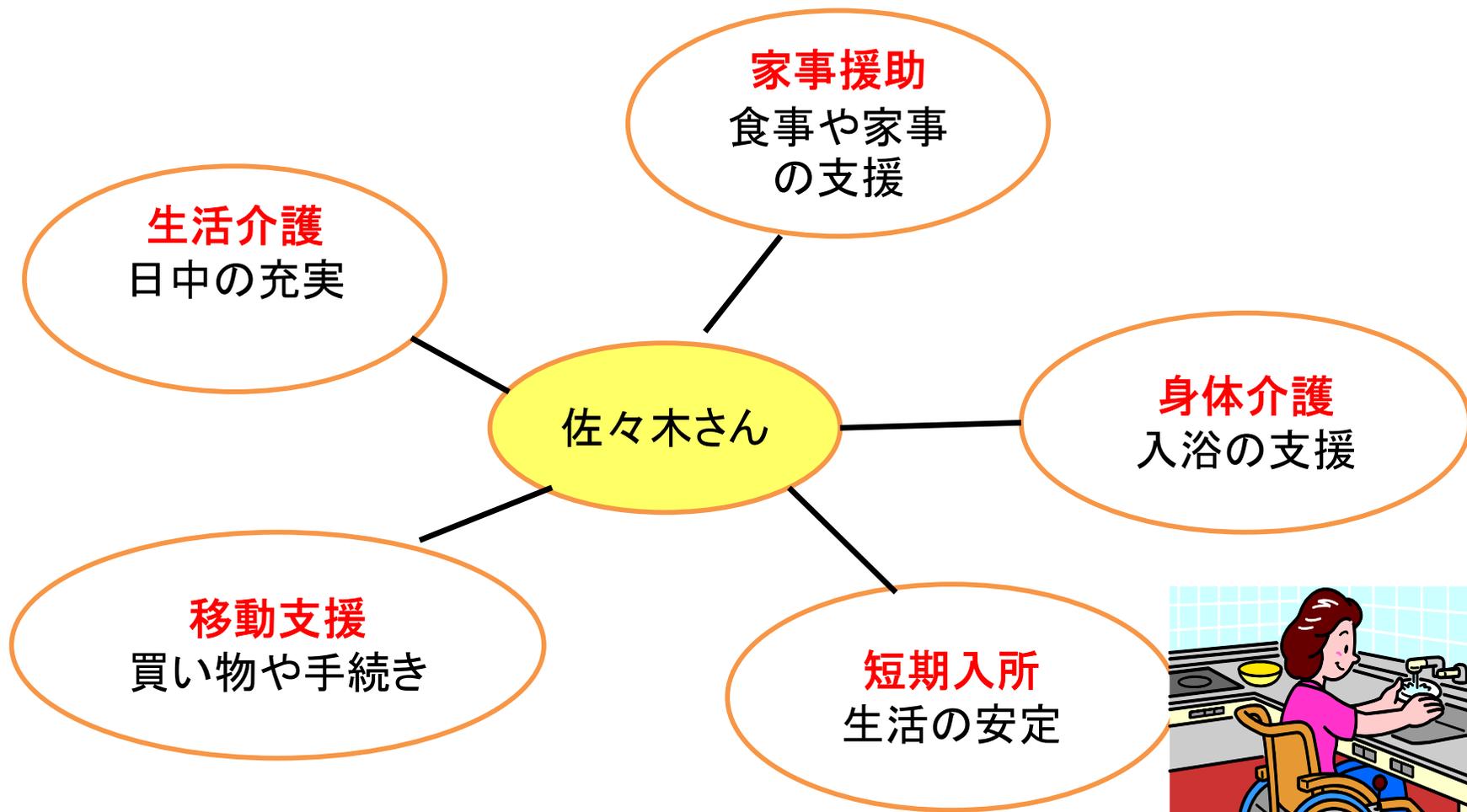
【見直し後】支援の**初日**から算定可 * 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



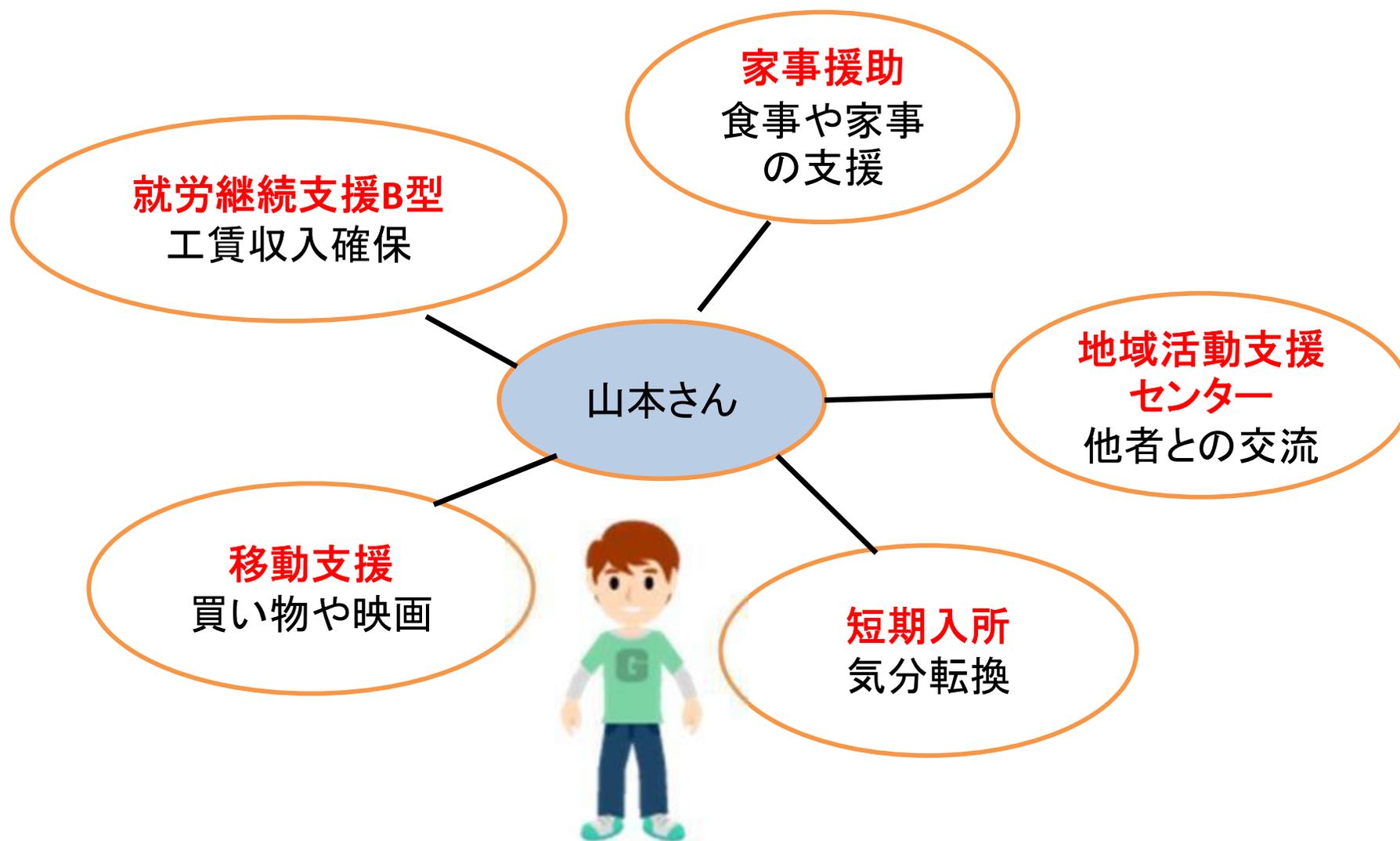
④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。
その上で、居宅介護等を8時間以上利用する場合については、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

事例1：障害者施設からアパートでの独居生活を送ることにした車いすの佐々木和子さん



事例2: 特別支援学校を卒業し、自分でお金を稼ぐ目標を立てた知的障害の山本美智雄さん



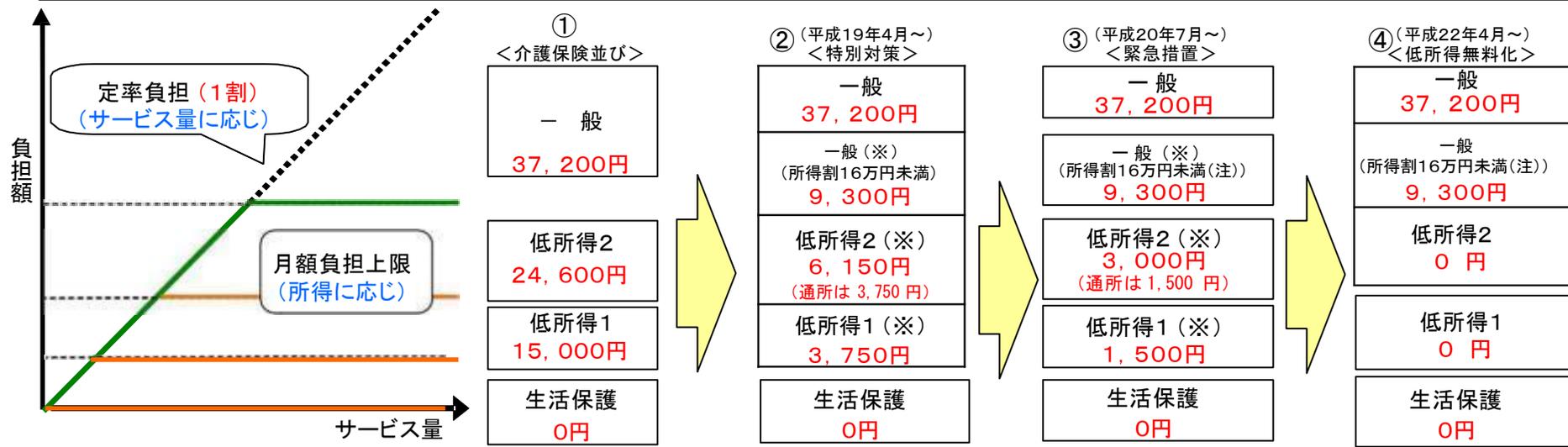
事例3：精神科病院を退院し、グループホームでの生活をしながら就労を目指す精神障害の森田ひとみさん



利用者負担の変遷①

(居宅・通所サービスの場合【障害者・障害児】)

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)
- ④ 平成22年4月から、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化
- ⑤ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)
- ⑥ 令和元年10月から、3～5歳の障害児に対する児童発達支援等の利用者負担を無償化(全ての所得区分の世帯が対象)



※ 資産要件あり(所有する現金及び預貯金等が1,000万円(単身の場合は500万円)以下等)。平成21年7月以降資産要件は撤廃。

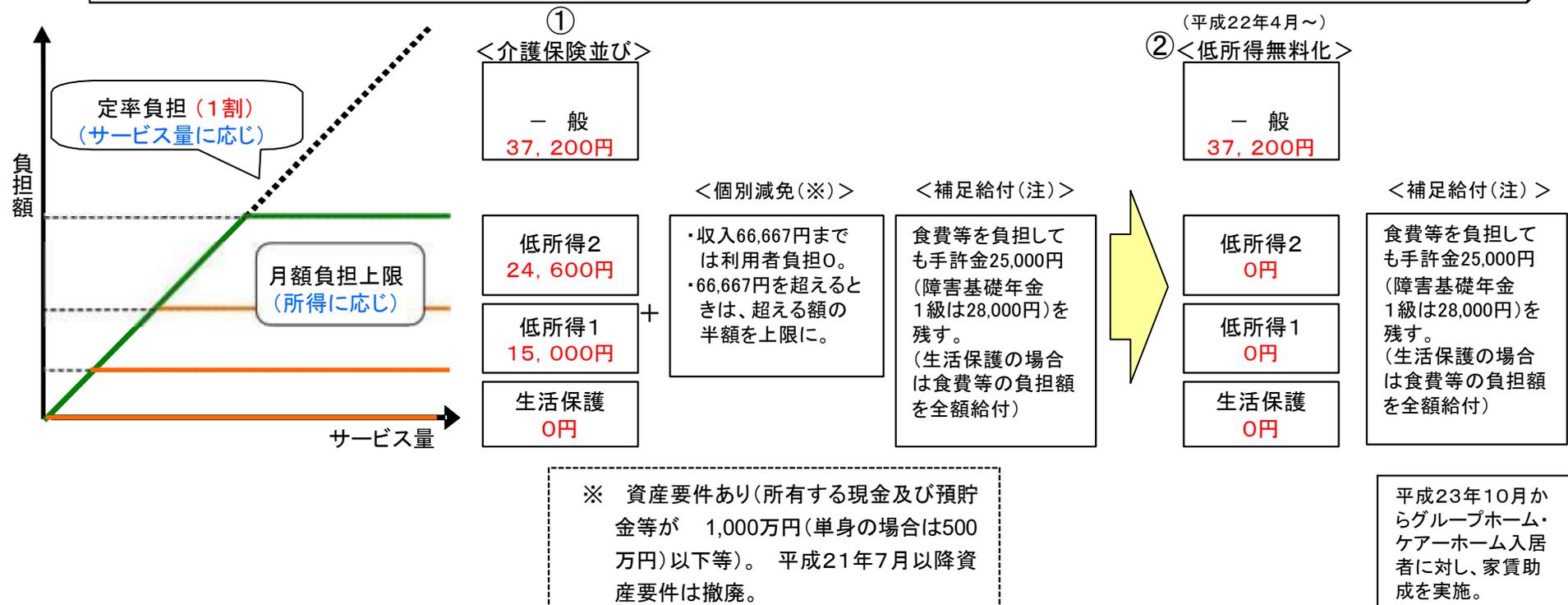
(注)障害児の場合は、一般世帯の所得割28万円未満は、4,600円

- (1) 一般:市町村民税課税世帯
 - (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
 - (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
 - (4) 生活保護:生活保護世帯
- ・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

利用者負担の変遷②

(入所サービス等の場合【障害者】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)更に、個別減免、補足給付(手元金制度)を実施。
- ② 平成22年4月から低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。
- ③ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)



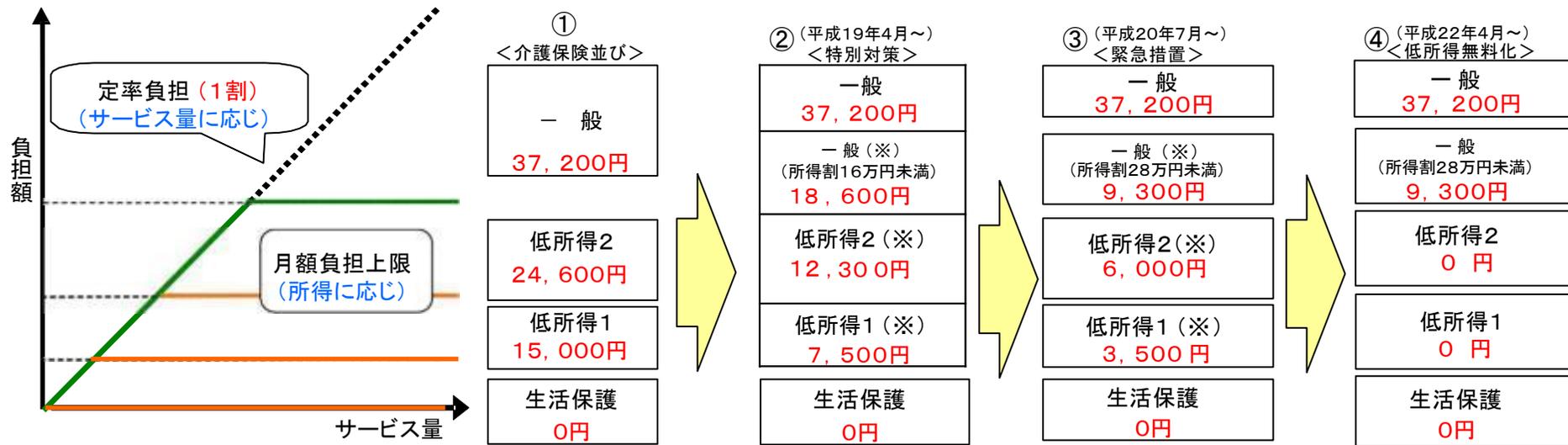
- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

利用者負担の変遷③

(入所サービスの場合【障害児】)

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)
- ④ 平成22年4月から、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。
- ⑤ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)
- ⑥ 令和元年10月から、3~5歳の障害児に対する利用者負担を無償化(全ての所得区分の世帯が対象)



※ 資産要件あり(所有する現金及び預貯金等が1,000万円(単身の場合は500万円)以下等)。
平成21年7月以降資産要件は撤廃。

- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、保護者の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

介護保険制度と障害者制度

1. 介護保険制度

65歳以上の高齢者および40歳以上の該当する疾病の方は介護保険の対象者となり、申請により介護保険のサービスを受けることができる。利用者の費用は原則1割負担である。また、障害者でも介護保険の該当者は介護保険が優先となる。本人の都合で介護保険か障害福祉サービスを選択することはできない。

2. 障害福祉サービスの利用

次の方は障害福祉サービスを利用することができる。

①介護保険認定で非該当となった障害者

介護保険認定は要支援1～要介護5の7段階であるが、「非該当」と認定された場合には介護保険サービスを利用することができない。その場合には障害の調査を行い、障害支援区分の認定審査会を実施する。その結果でサービスを利用することができる。

②介護保険サービスに該当しないサービスが必要な障害者

訓練等給付の就労継続支援B型を利用している方が介護保険の該当者になった場合には、障害福祉サービスとして利用できる。ただし、65歳以上の場合には市町村の判断による。

③介護保険のサービスでは支給量が足りない判断された障害者

居宅介護のサービスを受けているものが介護保険になったときに、介護度により使えるサービスの上限が決まっている。しかし、それだけでは本人に十分な支援ができない場合には障害福祉サービスを使うことができる。

④障害福祉サービスの方が本人に適していると判断された場合

たとえば、生活介護を利用した方が65歳になり、通所介護サービスを使うこととなったが、近隣には本人に適した事業所がなく、本人にとって活動が著しく低下されると判断された場合には市町村の判断で障害福祉のサービスを継続することができる。

児童福祉サービス



社会福祉法人 野栄福祉会
しおさいホーム
影山 真琴

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

| | | サービス内容 | 利用者数 | 施設・事業所数 |
|--------|------------|---|---------|---------|
| 障害児通所系 | 障害児支援に係る給付 | 児童発達支援 ● 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う | 163,847 | 10,864 |
| | | 医療型児童発達支援 ● 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う | 1,666 | 87 |
| | | 放課後等デイサービス ● 児 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う | 311,372 | 19,556 |
| 訪問系 | 障害児支援に係る給付 | 居宅訪問型児童発達支援 ● 児 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う | 338 | 117 |
| | | 保育所等訪問支援 ● 児 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う | 15,613 | 1,534 |
| 入所系 | 障害児支援に係る給付 | 福祉型障害児入所施設 ● 児 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う | 1,327 | 180 |
| | | 医療型障害児入所施設 ● 児 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う | 1,741 | 198 |
| 相談支援系 | 相談支援に係る給付 | 計画相談支援 ● 者 児 【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 | 232,366 | 9,823 |
| | | 障害児相談支援 ● 児 【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】 | 80,023 | 6,130 |
| | | 地域移行支援 ● 者 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う | 587 | 318 |
| | | 地域定着支援 ● 者 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う | 4,043 | 553 |

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1. 表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2. 利用者数及び施設・事業所数は、令和 4年 12月サービス提供分（国保連データ）

年齢に応じて変動する多様な関係機関

乳幼児期



保健所(保健センター)、医療機関、福祉事務所(家庭児童相談室)、子育て支援センター、児童相談所、保育所、幼稚園、児童館、**児童発達支援事業、児童発達支援センター、保育所等訪問支援**、障害児入所施設、相談支援事業所、等

学齢期



小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、教育相談所、教育委員会、医療機関、福祉事務所、児童相談所、療育機関、**児童発達支援センター、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ**、**保育所等訪問支援**、障害児入所施設、相談支援事業所、等

(学齢後期)



企業や障害福祉サービス等での実習や体験
地域障害者職業センター、**ハローワーク**、**障害者就業・生活支援センター**、相談支援事業所 等

障害児相談支援

○ **対象者**(障害児通所支援を利用するすべての障害児の保護者が対象となった。)

- 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児(の保護者)

○ **サービス内容**

【障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成

【継続障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

児童発達支援

○対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
 - * 通所決定に際し、医学的診断名または障害者手帳を有することは必須条件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なう恐れのある児童を含む

○サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○事業の担い手

- 児童発達支援
 - 身近な地域における通所支援
 - 発達障害・知的障害・難聴・肢体不自由、重症心身障害等のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援
- 児童発達支援センター
 - 上記の機能に加え、地域支援を実施

医療型児童発達支援

○対象者

- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

居宅訪問型児童発達支援

○対象者

- 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

○サービス内容

- 児童発達支援または放課後等デイサービスと同様の支援を居宅において提供
- 対象者は著しく外出が困難な障害児であり、体調が不安定であることが想定されるため、支給決定日数は週2日を目安とする
 - *ただし障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない

放課後等デイサービス

○対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- 学校との連携・協働による支援
 - 学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性

保育所等訪問支援

○対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童と集団生活への適応のための専門的な支援等を実施
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- 支援は2週に1回程度を目安 障害児の状況、時期によって頻度は変化
- 訪問支援員は障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は専門職)を想定

福祉型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童指導員及び保育士

- ・ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設 4:1以上
- ・ 主として盲児又はろうあ児を入所させる施設
乳児又は幼児 4:1以上
少年 5:1以上
- ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設 3.5:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上

■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

医療型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童指導員及び保育士

- ・ 主として自閉症児を入所させる施設 6.7:1以上
- ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設
乳児又は幼児 10:1以上
少年 20:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上

■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が**無償化**されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

| 時 期 | 対 象 者 |
|---------------------------|--|
| 2019年10月1日 ～2020年3月31日 | 誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども |
| 2020年4月1日 ～2021年3月31日 | 誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども |

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくことになります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償
化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める

① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算（Ⅶ）**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算（Ⅶ）》 **【現行】** 100単位/日 **➡** **【改定後】** 250単位/日
 (※) 主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- **主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬**について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価

新設《入浴支援加算》 55単位/回 (月8回まで)
 (※) 放課後等デイサービスは70単位/回

- **送迎加算**について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》 **【現行】** 障害児 54単位/回
 医療的ケア児 + 37単位/回
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可
 看護職員の付き添いが必要
 【児童発達支援センター、主として重症児を支援する事業所の場合】
 重症心身障害児 37単位/回
 (※) 職員の付き添いが必要

➡ **【改定後】** 障害児 54単位/回 重症心身障害児 + 40単位/回
 医療的ケア児 + 40単位 又は + 80単位/回
 (※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可
 【児童発達支援センター、主として重症児を支援する事業所の場合】
 重症心身障害児 40単位/回
 医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回
 (※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要
 (※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

80:医療的ケア児 16点以上の場合

- **居宅介護の特定事業所加算**の加算要件 (重度障害者への対応、中重度障害者への対応) に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加

- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価

新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》 400単位/日
 (※) 看護職員等を1以上配置

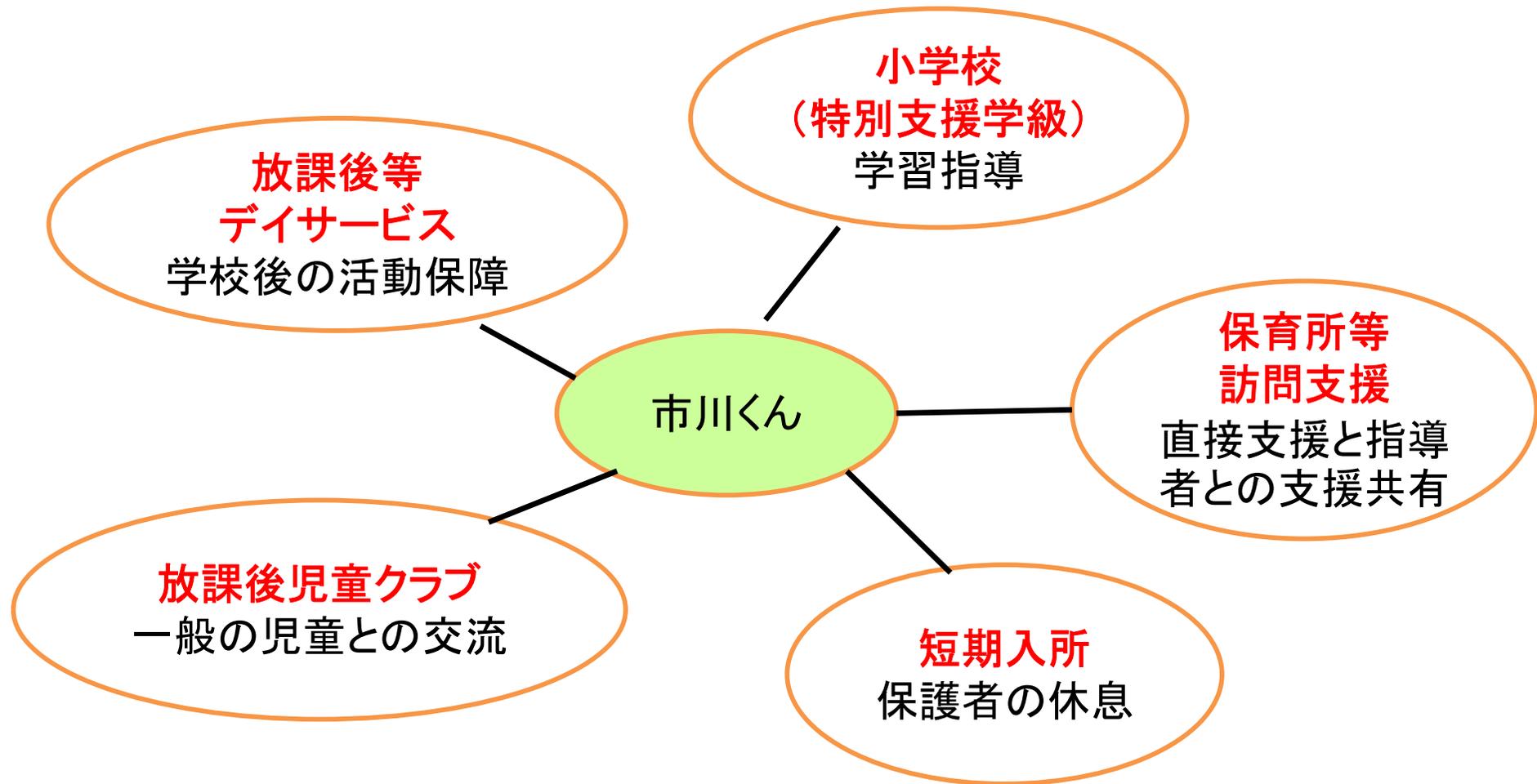
② 保育所等訪問支援の充実 <ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価

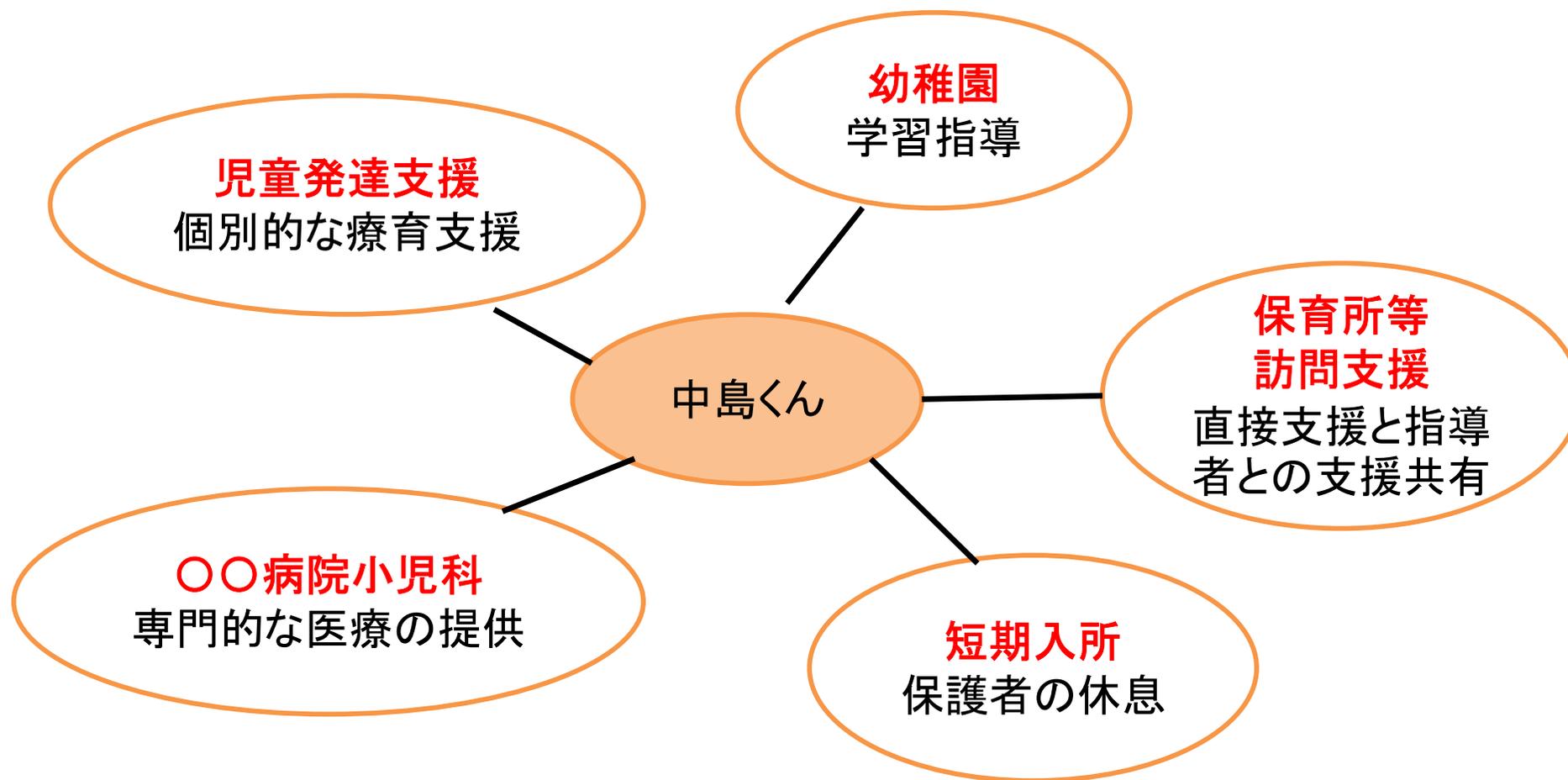
新設《ケアニーズ対応加算》 120単位/日
 (※) 訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

| サービス名 | 項目 | 改定概要 |
|---------|------------------------------------|---|
| 生活介護 | 常勤看護職員等加配加算の見直し | 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等 |
| | 人員配置体制加算の拡充 | 医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位/日 等 |
| | 喀痰吸引等実施加算【新設】 | 登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位/日 |
| | 入浴支援加算【新設】 | 医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位/日 |
| | 基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所) | 重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等 |
| 障害者支援施設 | 夜間看護体制加算の見直し | 入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位/日+35単位/日 × 1を超えて配置した人数 |
| | 通院支援加算【新設】 | 医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位/日 |
| 短期入所 | 福祉型強化短期入所の種類の追加【新設】 | 医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位/日 等 |
| | 医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充 | 福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位/日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日 |
| | 医療型短期入所受入前支援加算【新設】 | 医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位/日(1回を限度) |
| | 緊急短期入所受入加算の単位数の見直し | 短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位/日、医療型 500単位/日 |
| | 指定申請書類の簡略化 | 医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。 |

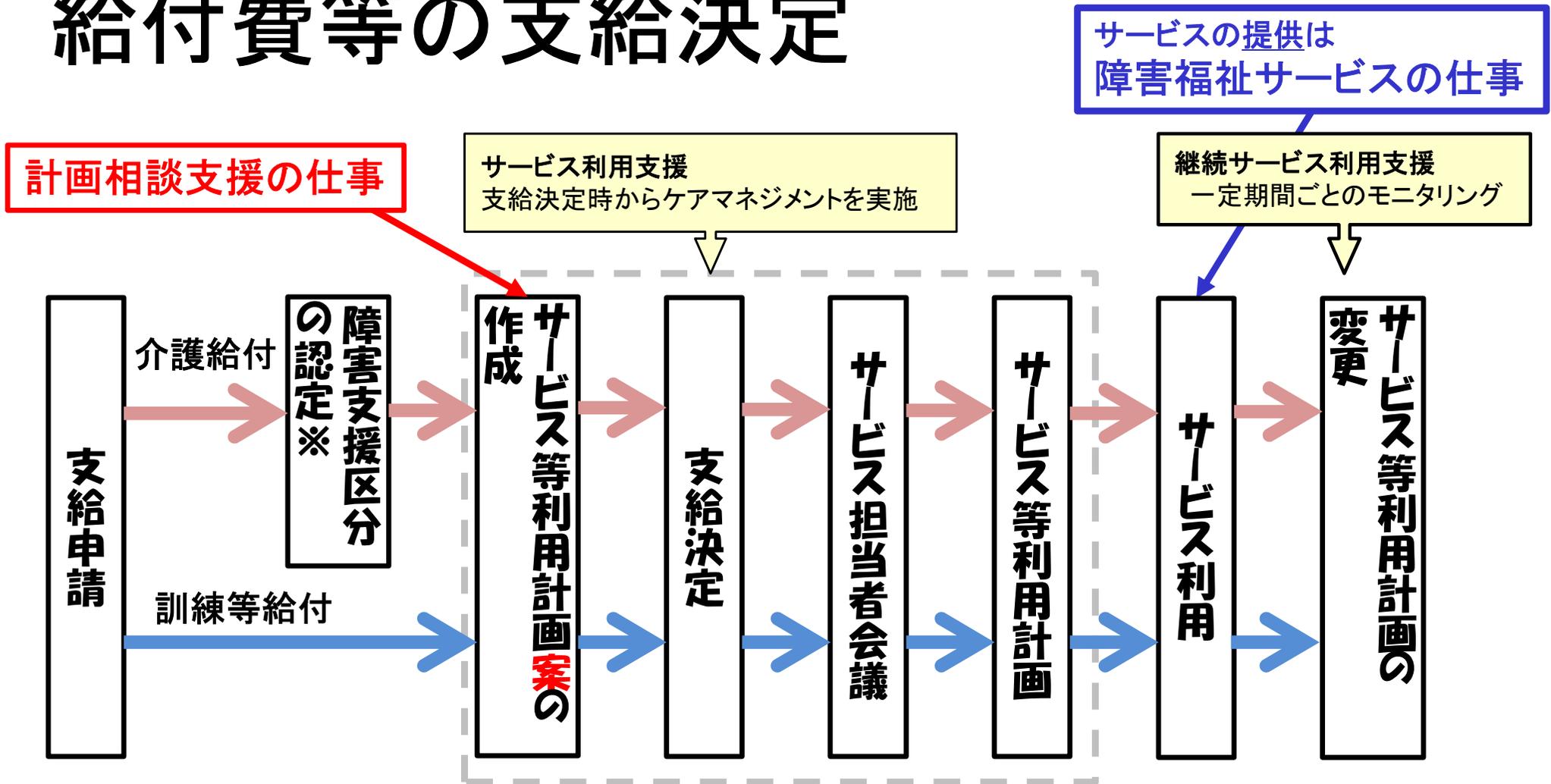
事例4: なかなかお友達と仲良くできない発達障害のある小学校1年生の市川勇人くん



事例5:生活全般に支援が必要な重度障害のある 5歳の中島純也くん



給付費等の支給決定



※障害支援区分

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める6段階の区分。

「できる」「できない」だけでなく、障害によって「どの程度社会参加が妨げられているか」

地域生活支援事業(市町村)①

1, 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する。

2, 障害者相談支援事業

障害者等方の相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の傷害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

3, 地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型があり、精神保健福祉士を配置し、医療福祉地域社会との連携を図ったり、機能訓練や入浴等のサービス、通所の活動の援助を行うなどの役目がある。

4, 成年後見制度利用支援事業

制度の利用が有用と認められる知的・精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援する。

地域生活支援事業(市町村②)

5, 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等を給与または貸与する。障害の種類と程度により給付用具が決められている。

6, 移動支援

屋外での移動が困難な障害者等について、移動支援を実施することにより社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

7, 訪問入浴サービス

地域における身体障害者の生活を支援するため、看護師等もしくは介護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護。

8, 日中一時支援

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

・・・以下省略・・・

地域生活支援事業(県事業)

1、発達障害者支援センター運営事業

発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、各般の問題について本人家族からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図る。

2、高次脳機能障害等支援普及事業

外傷性脳障害や脳血管障害等の原因により高次脳機能障害を発生した方への支援に関する取り組みを普及定着させるための研修を行い高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図る。

3、障害児等療育支援事業

在宅の障害児者の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。

4、障害者就業・生活支援センター事業

職業生活における自立を図るために就業およびこれに伴う日常生活および社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育との関係機関との連携を図り、必要な支援を行うことにより雇用の促進と職業の安定を図る。

中核地域生活支援センター(千葉県独自)

制度のはざまや複合的な課題を抱えた子供、障害者、高齢者等など地域で生きづらさを抱えた方に対して、包括的な相談支援や関係機関への連絡調整を図る。24時間体制

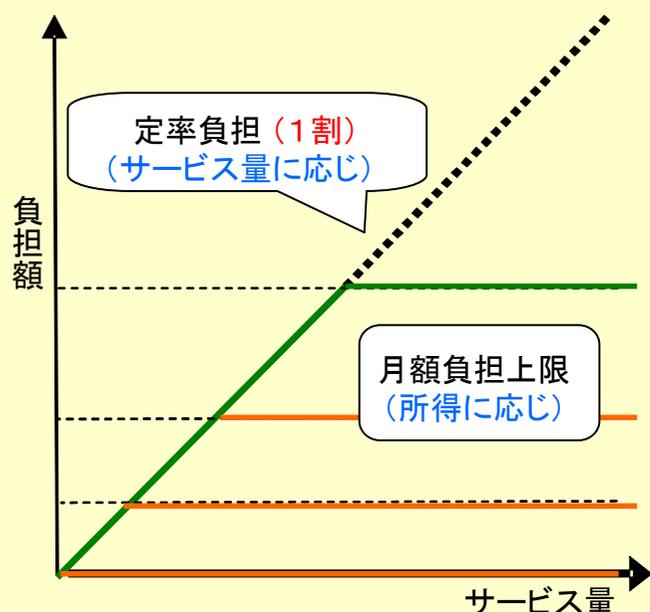
介護給付費等の利用者負担

障害福祉サービスを利用した利用者は、その費用の一部を負担することとされていますが、その負担額は、所得や状況に応じた減免・上限があります。

(1) 費用(月額)

- 食費・光熱水費等⇒利用者は原則、**実費相当額を負担。(減免あり)**
- 障害福祉サービスに通常要する費用⇒利用者は原則、**1割を負担。(上限あり)**

(2) 負担上限月額



障害者の場合

| 区分 | 世帯の収入状況 | 負担上限月額 |
|------|--|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得 | 市町村民税 非 課税世帯 | 0円 |
| 一般1 | 市町村民税課税世帯 ・所得割16万円以上を除く(一般2) ・20歳以上の入所施設利用者を除く(一般2) ・グループホーム利用者を除く(一般2) | 9,300円 |
| 一般2 | 上記以外 | 37,200円 |

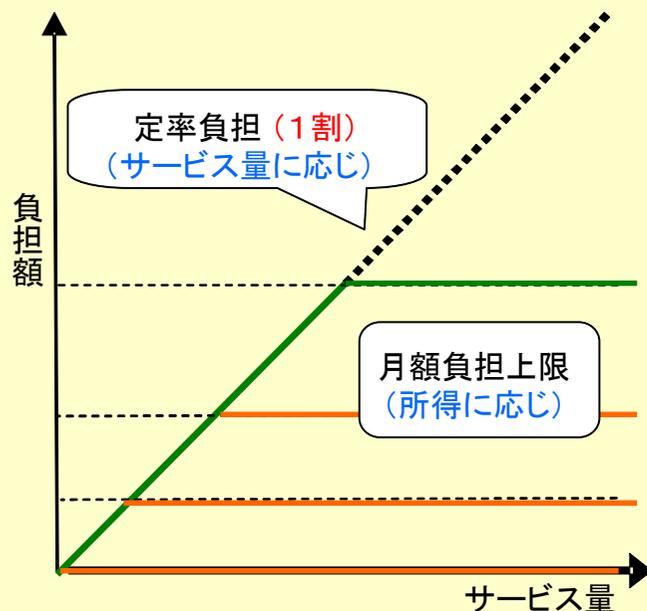
障害児通所給付費及び障害児入所給付費の 利用者負担

障害福祉サービスを利用した利用者は、その費用の一部を負担することとされていますが、その負担額は、所得や状況に応じた減免・上限があります。

(1) 費用(月額)

- 食費・光熱水費等⇒利用者は原則、**実費相当額を負担。(減免あり)**
- 障害福祉サービスに通常要する費用⇒利用者は原則、**1割を負担。(上限あり)**

(2) 負担上限月額



障害児の場合

| 区分 | 世帯の収入状況 | 負担上限月額 |
|------|------------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得 | 市町村民税 非 課税世帯 | 0円 |
| 一般1 | 居宅で生活する障害児(無償化対象児童は除く) | 4600円 |
| | 20歳未満の施設入所している障害児 | 9300円 |
| 一般2 | 上記以外 | 37,200円 |

補装具費支給制度

1. 制度の概要

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具について、その費用の一部を支給する。

2. 対象者

補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等

3. 実施主体

市町村

4. 申請方法等

障害者（障害児の場合は扶養義務者）が市町村長に申請し、補装具費の支給を受ける。

5. 費用負担

利用者が課税対象の場合の負担割合は1割で、上限額は月に37,200円。障害者年金しか収入のない方や生活保護対象者は負担額0円。

参 考

補装具の種目

[身体障害者・身体障害児共通]

義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼眼鏡 補聴器 車椅子 電動車椅子 歩行器
歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く） 重度障害者用意思伝達装置

[身体障害児のみ]

座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具 等

自立支援医療制度

概要

障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実施主体：【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

支給決定件数：【更生医療】251,789件 【育成医療】32,100件 【精神通院医療】1,817,829件

※平成27年度

対象者

更生医療：身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育成医療：障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療：精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由…関節拘縮 → 人工関節置換術

言語障害…口蓋裂 → 形成術

視覚障害…白内障 → 水晶体摘出術

聴覚障害…高度難聴 → 人工内耳埋込術

内臓障害…心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術 等

(精神通院医療)
精神科専門療法
訪問看護

その他の支援制度①

手当及び障害者年金

それぞれ該当する対象者が異なります。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当（1級 ・ 2級）

特別障害者手当

経過的福祉手当

寝たきり身体障害者福祉手当

児童扶養手当

障害者年金（1級 ・ 2級）

障害者厚生年金の額は本人の収入等により決定する。

その他の支援制度②

その他の支援制度

- ・日常生活用具の支給
- ・住宅改造費助成
- ・難病指定、特定疾患医療費助成
- ・グループホーム等家賃助成
- ・福祉タクシー券助成
- ・駐車禁止除外標章
- ・所得税、住民税、自動車税等の軽減措置
- ・選挙の不在者投票制度
- ・公共料金、JR、私鉄、バス、航空機等の運賃の軽減
- ・有料道路等通行料金の軽減
- ・NHK放送受信料金の軽減 等